

21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会
報告書

平成12年5月29日

目 次

序章	はじめに	1
第1章	標準を取り巻く環境変化と新たな標準化ニーズ	
第1節	標準を取り巻く環境変化	4
(1)	規制緩和の流れを踏まえた社会的規範の構築における柔軟なルール構築手段としての標準の活用	4
(2)	貿易障壁を軽減する観点からの国際規格及びそれと整合的な国内規格の活用並びに適合性評価制度の国際統合化	5
(3)	産業競争力強化の視点からの戦略的国際デジュール標準獲得の重要性の増大	6
(4)	消費者の視点を踏まえた標準化へのニーズの高まり	7
第2節	新たな分野における標準化ニーズの高まり	
-	21世紀に向けた標準化の重点分野	8
(1)	全体的な位置づけ	8
(2)	個別分野	9
第2章	21世紀に向けた新たな標準整備のあり方	
第1節	新たな時代に即応した標準整備の方向性	15
(1)	標準の重要性・有用性に関する認識の向上	15
(2)	規格作成の迅速化・透明化	16
(3)	デジュール標準化のメリット・デメリットの比較考量	17
(4)	デジュール標準化に当たっての官民の役割分担	18
(5)	重要分野における分野別標準化戦略の策定	19
第2節	新たな時代の国際標準化のあり方	20
(1)	国際デジュール標準に関する適切な分野別戦略の策定と戦略的規格の国際提案を進めるための支援	20
(2)	我が国の意思が正当に反映されるための国際標準化活動を推進させる環境整備	22
(3)	国際標準化機関の規格作成ルール等の改善	23
(4)	T B T協定における国際規格のあり方（国際規格を基軸とした、各国の基準・認証制度の国際的な整合の推進	25
第3節	標準政策と知的財産権政策、技術政策との関わり	26
(1)	知的財産権政策	26

(2) 技術政策	29
第3章 適合性評価政策の基本的方向	
第1節 適合性評価制度の国際統合化と強制法規における任意の 適合性評価制度の活用	31
第2節 J I S 適合性評価システムの改善	32
第3節 I S O 9 0 0 0 を始めとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への 対応及び民間認証事業の課題	34
第4節 計測のトレーサビリティ制度の整備	35
(1) トレーサビリティ制度の整備の基本	35
(2) トレーサビリティ供給の重点分野	37
第4章 21世紀に向けた新しい工業標準化システムのあり方	
第1節 諸外国における標準化システムとの比較	40
(1) 国家標準化機関と政府との関係	40
(2) 国家標準化機関の規格策定に対する役割	41
(3) 個々の規格の審議プロセスに対する政府関係者の参画	42
第2節 21世紀に向けた新しい工業標準化システムのあり方について	43
(1) 民間主導の規格原案作成体制の更なる推進	43
(2) 新しい環境変化に対応した規格審議体制及び I S O ・ I E C 対応体制の改善 - 日本工業標準調査会の変革・再編	45
(3) 規格策定の迅速化及び透明化の観点からの工業標準化プロセスの電子化	49
第5章 おわりに	52
委員名簿	58
審議経過	59

序章 はじめに

工業標準化法は、戦後の荒廃から我が国が立ち直り、生産力を回復するため、生産合理化、規格統一化の必要性和、海外の新しい工業標準化の動向を取り入れる必要性を背景として、1949年に制定された。その後、約50年が経過し、我が国のめざましい発展に工業標準化法は寄与してきた。

この間、政府は、社会情勢・国際情勢の変化に応じ、実質的に3次にわたり、工業標準化法を改正するとともに、8次にわたる「工業標準化推進長期計画」において標準化の基本方針や重点分野を明らかにしつつ、種々の環境変化に対応してきた。

標準は時代の要請に応じ多面的な機能を持つに至っている。現行の第8次工業標準化推進長期計画（平成8年4月策定）においては、標準の機能として、経済活動に係る機能、社会的目的の達成の手段としての機能及び相互理解を促進する行動ルールとしての機能を挙げ、そのうち、経済活動に係る機能については、以下の6つの意義を挙げている。

製品情報の提供、 技術の普及、 生産効率の向上、 競争環境の整備、
互換性の確保、 生産プロセスの管理

しかしながら、21世紀を目前にして、経済のグローバル化に対応した各国制度の国際的な整合化に関する（賛否両論を含めた）議論の高まり、規制緩和に伴う基準・認証制度の見直しの機運等、標準やその適合性評価をめぐる環境変化は激しく、また、標準及び任意の適合性評価に対する期待も急速に高まっている。

以上のような背景を踏まえ、日本工業標準調査会・標準会議によって、21世紀に向けた数多くの標準化の課題に関する基本的方向を議論することを任務として昨年6月に設置された「21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会」は、昨年9月の第1回会合以来7回の審議を重ねてきた。その審議結果を以下のとおり報告する。

本報告書では、まず第1章において標準を取り巻く最近の環境変化を紹介し、これを受けて展開が予想される新たな分野における標準化ニーズを整理する。第2章では、このような標準化ニーズを具体化するための標準化戦略・国際標準化戦略について提言するとともに、標準政策と関連の深い知的財産権政策や技術政策についてその関係を明らかにする。

第3章では、標準の作成と両輪をなす適合性評価政策の方向性について提言する。

第4章では、これらの方向性を導くための受け皿となる新たな工業標準化システムのあ

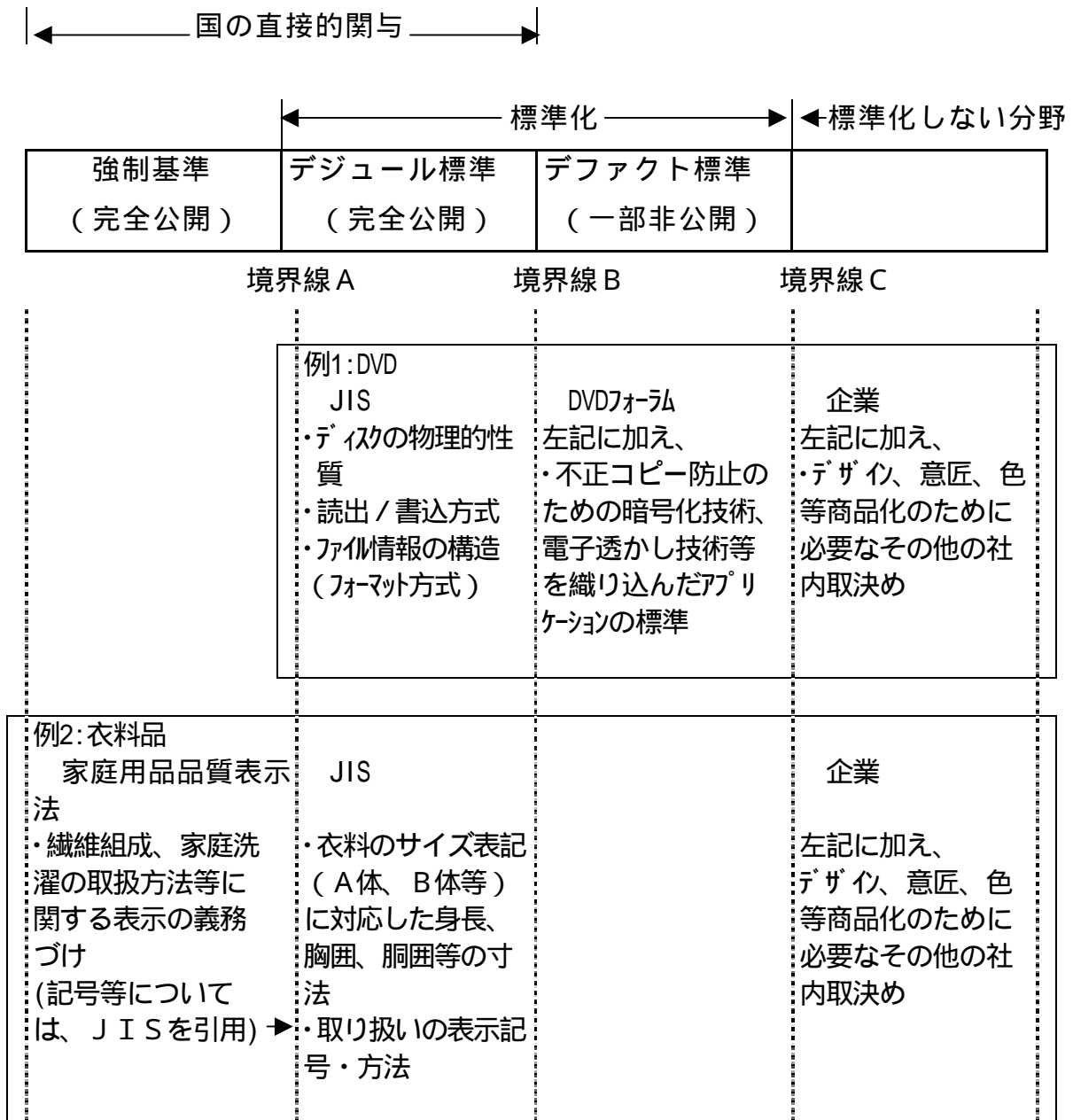
り方について提言する。

なお、一般に、行政・技術分野に関する基準・標準に係るシステムを概観した場合、直接的な公的関与がある、強制法規における強制基準、公的標準（いわゆる「デジュール標準」）の分野と非公的標準（「デファクト標準」）の分野に分けられる（注1）。JISはデジュール標準の一つとなる。（図1 参照。ただし、この場合、分野ごとに必ずしも3つの類型すべてが存在するわけではない。）

本稿では、特に限定無く「標準」と称した場合は、このデジュール標準とデファクト標準とを含む概念を意味することとする。

（注1）デファクト標準は、「競争の結果、事実上市場の大勢を占めることとなった標準」の意味で使われる場合も多いが、本稿におけるデファクト標準は、それよりも広く、デジュール標準（JISやISO等公的な場において、関係者の合意のもとに公的に制定された標準）を除いた標準、すなわち、一般の団体規格、フォーラム規格、又は「市場競争の結果事実上市場の大勢を占めることとなった規格」、あるいは「規格化されていないが、市場においてかなりのシェアを占めている技術、製品等」を指す概念として用いている。

[図 1]



第1章 標準を取り巻く環境変化と新たな標準化ニーズ

本章においては、21世紀を目前として、標準を取り巻く環境が急速に変化しているその状況を整理するとともに、これを受けた新たな分野における標準化ニーズを整理する。

第1節 標準を取り巻く環境変化

最近の規制緩和の流れ、貿易障壁軽減のための国際協定の締結、経済のグローバル化に伴う世界市場における我が国産業競争力の強化の必要性の増大、さらには消費者の価値観の多様化といった動きが、標準を取り巻く環境変化として急速に進んでいる。

(1) 規制緩和の流れを踏まえた社会的規範の構築における柔軟なルール構築手段としての標準の活用

< 現状認識 >

第一の環境変化は、強制法規における規制緩和の動きである。すなわち、従来は、公共の安全確保や人の生命・身体に対する危害防止等の法目的を実現するため、強制法規ごとに具体的な基準を定めることが多かったが、最近では、自己責任原則を前提とした規制緩和の動きの中で、標準等を活用した柔軟性のあるルールの構築を行うことが基本となりつつある。即ち、

強制法規における既存の技術基準について、その内容の性能規定化、

新しく社会的ルールを必要とする分野において規制という形式をとらずに任意の規格により対応する傾向の進展

が見られる。

このような動きを受けて、性能規定化された技術基準に対する具体的な解釈基準例（適合事例）としての標準の採用（注2）や、環境・安全等社会ニーズに係る規格の策定等、標準の重要性は高まっている。

(注2) 強制法規とJIS等の任意規格とでは、目的が異なることから必ずしも任意規格を直接強制法規に引用できるとは限らない。しかしながら、任意規格は迅速・柔軟に策定され得るという機能を有し、またJIS等の場合は広範な意見を取り入れて策定されるという特徴を有する。一方、これまで、産業分野や民生分野などの用途、目的の違いに応じて異なる強制法規が適用されてきたために、本来の構造等は同一の製品等であっても、これら強制法規に適合させるため異なった仕様等とせざるを得ず、製造者に負担が生じていた。任意規格の特徴に鑑み、こうした実態に対処するため、これら複数の強制法規の技術基準において、その解釈基準の一例として同一の任意規格の採用を進めることによって、実質的な基準の統一に寄与するとともに、技術の進展に合わせた規格の見直しを通じて、技術進歩に機動的に対応しうるような強制法規体系の実現に寄与する事例が増大すると予想される。

また、更に、当該標準に係る制度のもとでの適合性評価結果を強制法規において活用することにより、検査の重複の回避、コストの軽減に資する場合が考えられ、このような可能性を模索することも、重要な課題となってきている。

(2) 貿易障壁を軽減する観点からの国際規格及びそれと整合的な国内規格の活用並びに適合性評価制度の国際統合化

< 現状認識 >

第二の環境変化は、貿易障壁を軽減する観点から、国内規格を国際規格に統合化させる必要性が増大していることである。1995年に締結されたWTO/TBT協定に基づき、規制や標準が貿易障壁とならないよう、原則として「各国の基準・認証制度における技術基準等の基礎として」国際規格を用いることが国際ルールとなった。これを受けて国内規格の作成と国際規格の作成とをできるだけ一体的に行おうとする要請が高まっている(注3)。

また、貿易障壁の軽減のためには、規格の国際統合化のみならず、基準認証制度自体の国際統合化や、適合性評価結果の相互承認への要請も高まっている。

(注3) T B T協定は必ずしもすべての国内規格を国際規格と一致させることを要求しているわけではない。現実には、気候や地理的要因、安全性に関する各国固有の問題等による国際規格からの乖離は生じざるを得ず、T B T協定上もこうした場合における国際規格からの乖離を認めている。しかしながら、世界的に流通し互換性の確保が特に求められる製品等では、ダブルスタンダードになっては生産者・消費者ともに負担が増加し、国際貿易の支障にもなる場合も数多く存在し、このような場合にはできる限り国際規格と国内規格とが整合した形で制定されていくことが求められている。

(3) 産業競争力強化の視点からの戦略的国際デジュール標準獲得の重要性の増大

< 現状認識 >

第三の環境変化は、経済のグローバル化や国際的な産業構造の急激な変革に伴う、戦略的国際デジュール標準獲得の重要性の増大である。デファクト標準がしばしば国際市場での競争により形成されるのに対し、国際デジュール標準は、国際標準化機関（ISO、IEC等）において、コンセンサスにより成立するものである。欧州企業には、国際標準化活動を重視し、自らの規格をデジュール標準化することにより、競争上優位に立とうとする戦略を採る例が多い。

我が国企業にとっても、自社の生き残り・発展のため、自社の規格をデファクト標準のみならず国際デジュール標準の中にも盛り込み、世界市場の獲得を図っていくことが、企業戦略として重要となっていると考えられる（注4、注5）。

したがって、国際標準の動向が産業競争力に大きな影響を与えるような場合において、産官学の連携を図り、国際デジュール標準の作成の場に対する戦略的な資源投入を行う産業政策的視点が必要となろう。

特に、複数の産業界に幅広く関係するため、単一の産業界だけでは国際標準化に取り組みにくい規格、例えば品質や環境マネジメントシステム規格などについては、国として我が国産業界等関係者の意見をとりまとめつつ、国際規格作成の場に我が国としての意見を従来以上に反映する等の対応（注6）が必要である。

また、情報関連分野のように技術進歩の早い分野においては、我が国にとって適当なフォーラム規格が存在すれば、これを国際規格作成の場に提案し、その後、並行してJIS規格の作成作業を進める等の柔軟な措置も必要であろう。

(注4) 標準の中に自社の製品・技術が盛り込まれる場合には、それら製品・技術を排他的に独占することは出来ないものの、標準化されることで市場の拡大が期待でき、または、その後の技術進歩の基礎に組み込まれることを通じて、企業利益の実現が図られる(逆に自社技術が標準に採用されない場合、市場を失い、それまでの投資や技術蓄積が活かされない危険が生じる)。このように、標準の中に自社の製品・技術が明示的に盛り込まれるような「利益直結型」の標準は当然企業にとって重要である。しかし「利益直結型」とまで言えなくとも、個々の企業を超えて業界全体に関連する製品等の標準についても、その国際標準化においてリーダーシップを取ることは、長期的な観点から見れば当該企業の利益につながる面が少なくない。

(注5) 国際的な公共財提供の観点からの標準の作成ニーズ

国際標準に対する取組みは、「国際標準を制することによる世界市場の獲得」に限らず、様々な観点から行われるものである。例えば、高齢化対応や地球環境保全等、産業界による世界市場の獲得という観点よりは、いわば「国際的な公共財提供」という観点から取り組まねばならない国際標準化課題も数多く存在する。これらについては主に国が世界貢献の観点からも積極的に取り組み、国際規格の提案を行っていくことが必要であろう。

(注6) 例えば環境マネジメントシステム規格ISO14001については、まず英国のBS7750という英国デジュール標準が登場し、これが国際的に普及しそうな状況を踏まえ、マネジメント規格という裾野の広い分野において特定国の規格が国際規格の基本となり認証に利用されることは好ましくないとの考え方にに基づき、我が国としても積極的に国際規格の作成に参加・貢献した。

(4)消費者の視点を踏まえた標準化へのニーズの高まり

第四の環境変化は、消費者にとっての標準の重要性の高まりである。地球環境保全や安全志向、使い勝手重視、リサイクル品の優先使用など、消費者の価値観が多様化するとともに、法的規制（例えば製品安全規制）が緩和される傾向の中で、事業者の自己確認、第三者認証など基準の適合性の確認手段が多様化しつつある。そのような状況の下で、消費者が自らの価値観に従って製品を選択するために必要な、公平性かつ透明性を確保した指標となる情報を与えるとの観点から、標準やその認証（マークやラベルの活用を含む。）はその意義を増している。

また、経済のポータレス化、グローバル化に伴い、国際的に調和した消費者保護の枠組みを提供するための手段として、規制に加えその補完として標準を活用しようとするニーズが一層高まってきている。

第2節 新たな分野における標準化ニーズの高まり - 21世紀に向けた標準化の重点分野 -

第1章第1節で整理した標準を取り巻く環境変化に加え、各分野における技術進歩等を背景として、21世紀に向けて新たな標準化の動きが多く分野で見られる。従来、標準といえば鉱工業品分野における作成・活用が一般的であったが、最近では、環境保護・資源循環、情報化社会到来に向けての新技术、高齢者・障害者関連等新しい分野における標準作成・活用のニーズが高まっている。また、マネジメントシステムやサービスなど、従来とは異なる分野においても標準作成・活用のニーズが高まってきている。

それらの動きは、「全体的な位置づけ」と「個別分野」の評価として、それぞれ以下のようまとめられる。

(1) 全体的な位置づけ

まず、最近の社会的ニーズの高まりを背景に標準化が着実に進展しており、今後も標準化が進む（又は進める必要がある）と特徴づけられる分野として、情報関連及び環境保

護・資源循環の分野が挙げられる。そのうち、電子商取引の分野はデジュールのみならずデファクトの標準化も進展している。一方で、環境保護・資源循環関連分野は強制法規等にも活用されることが多く、デジュール標準を主体とした標準化が行われている。

これに対して、サービス及びマネジメントシステムの分野においては、今まで海外における標準化の流れが先行し、我が国の標準化もこれに対応している（又は対応してきている）。一方、高齢者・障害者関連分野では、世界に例を見ないスピードで高齢化が進む我が国としては、種々の知見や経験の蓄積を活用して、ISOの場で、高齢者・障害者のニーズに配慮した規格作成のためのガイド制定等の面でイニシアティブを発揮するとともに、高齢者・障害者配慮製品等の国内規格作成も積極的に推進している。また、消費者保護については、従来より消費者の意見を重視しつつデジュール主体の規格を作成してきているが、今後市場がグローバル化する中で、国際的に調和した消費者保護の枠組みを提供するための手段として、苦情処理規格等の消費者保護に関する積極的な国際標準化等が当面の課題となっている。

以上のようなサービス、マネジメントシステム、高齢者・障害者関連及び消費者保護の分野については、我が国として、積極的に国際提案する場合でも、また慎重に対処する場合でも、標準化の必要性、標準化を進めていく場合、どの程度、どのようなタイムスパンで進めていくのか、等について十分に検討した上で標準化に臨むことが必要である。

(2)個別分野

< 現状認識 >

(情報関連分野)

現在、情報の分野においては、急速な技術進歩を背景に、国際機関における合意事項、国内の強制法規、デジュール標準、デファクト標準のそれぞれにおいてルール整備が並行的に進展している。企業にとっては、いずれのルール整備に対しても自社技術をこれらルールに盛り込むことが競争力強化にとって必要となってきた。したがって、とりわ

け情報関連分野においては、以前にもましてデジュール標準とデファクト標準が連携を図りつつ作成されることが望ましく、JIS規格についてもデファクト標準の動向を把握しつつ規格を作成して行く必要がある。

電子商取引については、内外でその発展が注目されており、OECD、ISO等の国際機関、国内の強制法規関連部局、産業界等において、電子商取引に係る強制基準、デジュール標準又はデファクト標準の検討が急速に進んでいる。この中で、ICカードの通信プロトコル、電子商取引に係るネット上でのセキュリティ評価基準等については既にデジュール標準化されている。今後は、標準暗号技術や電子認証手法等基盤的な技術やインタフェースに係るルールについて、デジュール標準として定める方向で検討していくべきである。また、電子商取引は典型的な越境取引であることから、国内法令による規制のみならず、国際的に調和した消費者保護の枠組みが補完的に必要となる。このため、国際規格やそれと整合的な国内規格に準拠した産業界主体の自主的な行動規範を用いて、こうした国際的消費者保護の枠組みを提供していくことが適切である。

また、ホームネットワーキングが普及し家庭の中の電気機器を通信でつなぐ必要性が高まる中、これらの情報家電の規格化に向けた複数の取組が民間フォーラムにおいて進行している。この場合、多様な情報家電が接続・使用でき、消費者が利用しやすいように、当該機器のインタフェースを国際的に調和させることが極めて重要であり、この点について、要すればISOとITUの合同フォーラムを設立する等、適切な国際標準化フォーラムの検討を含め、デジュールによる国際標準化を図っていく必要がある。

（環境保護・資源循環）

環境保護関連分野は、例えば自動車における燃料電池の活用等のように、標準化に向けて民間による積極的な貢献が期待される分野もあるが、一般的には、ある特定の産業だけがメリットを受ける分野ではないことから、単一の産業界による標準化・国際標準化活動への取組みが期待しにくく、いわば国際公共財の提供として、国が主導的に規格化に取り組まなければならない場合が多い分野と言える。

環境保護の分野については、1990年代を通じて、ISOの場において、ISO14000を中心とした標準化の体系が構築され、国内的にもそれに併行した標準化が行われてきた。ISO14000シリーズは、その認証と相まって組織の意識を高め、環境保護活動に取り組む姿勢を強めるという成果をもたらしている。今後は、引き続きISO14

000シリーズ規格（ISO14021等の環境ラベル等）の整備とこれらの規格の普及に努めることが重要である。

また、ISOガイド64（あらゆる製品規格を作成する場合において、製品本来の機能と製品の全ライフステージにわたる環境負荷とのバランスを確保することを目的として制定された「製品規格に環境的側面を導入するための指針」）の着実な実施を図ることが重要であるが、そのためには、同ガイドが示す考え方に即して分野別のガイドを制定する必要があり、さらに、これらの分野別ガイドを踏まえて、個別規格に環境側面を導入し、その普及に努める必要がある。

さらに、21世紀に向けて良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるためには、『循環型経済システム』の構築が急務となっており、そのためには、3R（Reduce, Reuse, Recycle）の総合的促進への取り組みが求められているところであるが、このようなニーズに応えていく上で、JIS制度を行政ツールとして積極的に活用する等、標準化活動は重要な役割を担うことが必要である。このため、従来のリサイクル関連規格に留まらず、広く3Rの推進に資するような、リサイクル製品規格、リサイクル製品・リユース製品の品質確保を図るための試験方法規格、製品の環境適合設計のための規格等の制定及びその普及策の検討、並びに環境会計及び環境報告書のための規格作成の要否等についての検討を進めていく必要がある。

さらに、微量有害化学物質に関する信頼性の高い測定方法規格の制定を進める必要がある。

（サービス）

WTO サービス貿易交渉において、サービスについて「モノ」と同様に国際的な基準の遵守義務の強化が図られる可能性があり、また、ISO等はサービスを新たな標準化の重点分野の一つと位置付けている。将来、サービスについても国際的な基準の遵守義務が課せられることとなれば、サービス貿易の円滑化にとって、標準化は重要な役割を果たしうることになることから、グローバル化しつつあるサービス分野（金融、物流、旅客観光サービス等）を中心に我が国も積極的に標準化を進めて行くべきである。

金融については、情報セキュリティ技術に関する標準化に対し、業界横断的な情報セキュリティ技術を担当するISO・IECの専門家会合との密接な連携を確保しつつ、これまで以上に積極的に対応していくべきである。

物流については、効率性のみならず環境との調和を図った物流システムの構築のため、総合的なグランド・デザインを作成した上で、荷主や運送事業者等が満たすべきマネジメント・システム規格の検討等を行うとともに、今後これらの規格を国際公共財として積極的に国際提案していくことが期待される。

欧州等で規格化が進む旅客観光業等のサービスについては、全てが標準化すべき分野とは限らないが、用語、基本的サービス内容等、標準化を図ることにより効率化や消費者による理解の増進が期待される分野もある。特にホテル用語に関しては、既に欧州標準化機関の提案を踏まえ、用語に関する国際規格原案の検討がISOの場で始まっており、早ければ来年にも国際規格化されることが予想されることから、関係省庁との連携の下、適切な対応が期待される。

（マネジメントシステム関連）

ISOがこれまで開発したマネジメントシステム規格のうち、品質管理システム規格ISO 9000に関しては、系統立った品質管理への意識改革が進んだ等の評価がある一方で、我が国の対応が遅れ、日本のTQM（総合的品質管理）の考え方が盛り込まれず高価な認証コストを払ったとの指摘もある。他方、環境管理システム規格ISO 14000の場合には、国際規格の作成過程において我が国からも早期に種々のコメントが提出され、規格開発に反映された。

ISOが今後開発する可能性のあるマネジメントシステム規格のうち、ISO 9000 セクター規格については、我が国産業の国際競争力等に与える影響を十分に配慮することが必要である。このほか、リスクマネジメントシステム規格や労働安全衛生マネジメントシステムの規格の開発の議論があるが、ISO 9000 セクター規格を含むマネジメントシステム規格については、「本当に消費者の利益になるのか精査すべきではないか」との指摘がある。

一般に、マネジメントシステム規格は、幅広く多くの産業界に影響を与える可能性がある上に、その規格の性格上、規格開発の基礎となる各国の企業経営文化に深く依存しがちであるため、どの国の規格を基礎とするかにより各国の産業界への影響度が大きく変化する。さらに、マネジメントシステム開発自体が相当な資源投下を必要とするという点で、戦略的な規格であるとも言える。こうした点に鑑みれば、マネジメントシステム規格が国際規格として開発が進められる場合には、生産者、消費者、販売者等関係者の意見を広く

とりまとめ、国際規格作成活動への我が国としての関与のあり方を決定するとともに、当該国際規格の作成段階においても、我が国の意見が十分に反映されるように努めることが必要である。

マネジメントシステム規格は、セクター規格を含め、複数規格間で、相互に共通の要素を有する場合は考えられることから、背反する要求事項の回避等の全体的な視点に立った調整を行うことが重要である。

また、マネジメントシステム規格に対しては、最近、規格の有効性への疑問（例えば、ISO 9000を取得してもパフォーマンスが改善しない等）や、認証コスト負担の大きさを理由に、新たなマネジメントシステム規格の策定には否定的な意見も出てきている。したがって、新たなマネジメントシステム規格の提案時や、規格策定後の見直しに際し、事前の調査（ジャスティフィケーション・スタディ）を求める等の国際ガイドラインの作成に積極的に参加していくことが重要である。

（高齢者・障害者）

高齢者・障害者関連分野では、ISO（消費者政策委員会 / COPOLCO）の場において、高齢者・障害者に配慮した規格を開発するためのガイドを制定する等、我が国は積極的にイニシアティブを発揮している。さらに、加齢等により身体機能が低下した高齢者が増加していることに対応し、高齢者・障害者配慮製品等の国内規格の作成も積極的に推進することが必要である。

今日、障害のある人もない人も同じように社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すいわゆるノーマライゼーションの実現が望まれている。このためには、高齢者・障害者を含めた全ての人にとって使いやすく安全な製品・サービス（共用品）の開発・普及を図るとの観点から、高齢者・障害者に配慮した製品設計（ユニバーサルデザイン、アクセシブルデザイン）の手法の標準化や、その基盤となる高齢者の体型等の人間特性データの収集やその計測手法の標準化が重要である。

製品等の使い勝手（ユーザビリティ）については、かねてより欧州が中心となって活発に関連の規格を作成しており（昨年6月、ISO 13407が成立し、既に欧州企業が認証ビジネスを開始している）また、我が国も、ユーザビリティ評価手法に関する専門委員会WGの事務局を務める等積極的な対応を進めているが、こうした努力を今後さらに続け

る必要がある。

（消費者保護）

経済社会の国際化の進展に伴い、国内法令による消費者保護規制を補完するものとして、越境取引に係る国際的に調和した消費者保護の枠組みが求められており、その一環として、既に苦情処理手順を規定する国際規格の開発がISOで開始されている。また、産業界の自主的な行動規範や紛争処理等に関する国際規格作成の動きも見られる。したがって、我が国としても、このような国際動向に積極的に対応するとともに、国内においても機動的に国内規格化を押し進め、消費者の意見を重視しつつデジュール主体の標準を整備していくことが必要である。

（ものづくり技術の規格化と安全性確保のための規格化）

我が国の今日の産業の足腰となっているものづくりに関する技術基盤に係る規格の整備もまた重要である。特に我が国社会の急速な高齢化の中、有能な技術者・技能者が高齢化し、後継者問題に苦しむ昨今、ものづくり技術や評価方法等の規格化は、技術の体系化の観点からその意義は大きい。

これら産業を支える標準化を進める上で、最新の安全性についての考え方を規格の中に盛り込むことの重要性が増大している。安全性については、技術者の習熟性によらずに安全性を確保できるよう機器・システムの設計等が行われることが期待されており、そのための標準化作業が国際的にも進められている。具体的には、規格に安全に関する規定を盛り込むための指針（ISO/IECガイド51）が整備されるとともに、機械分野や電気・電子分野において機器・システムの安全性を確保するための規格が体系的に議論されてきている。規格整備により安全性を確保・向上させる取り組みは、今後、一層活発化させていくことが必要である。

第2章 21世紀に向けた新たな標準整備のあり方

標準を取り巻く環境変化に伴い展開している、新たな分野における標準化ニーズ（第1章）に対応するには、21世紀に向けた標準の整備や国際標準化が必要である。また知的財産権政策や技術政策と標準政策との関わりに対しても、方針の改善が必要であろう。

第1節 新たな時代に即応した標準整備の方向性

(1) 標準の重要性・有用性に関する認識の向上

< 現状認識 >

第1章第1節に述べたような標準を取り巻く環境変化により、経済社会において標準の重要性・有用性はますます高まっていると考えられるが、実際には今だに多くの産業界・消費者において、標準の重要性・有用性に関する認識が浸透しているとは言いがたい（注7）。

（注7） 平成10年度新エネルギー・産業技術総合開発機構 研究受託成果報告書
「新規産業支援型国際標準開発事業総合調査」（平成11年3月、（財）日本規格協会）によると、企業経営における標準の重要性に対する我が国経営者層の認識は、欧米諸国のそれに比べ低い。

この背景には、戦後の荒廃期から、工業標準化法を中心として一貫して国の主導のもとに標準化活動が行われてきているため、標準は国から与えられるもの、という意識が醸成され、自らが作成し活用するものとしての「標準」という認識が希薄なままに留まっているという点もあげられよう。

しかしながら、第1章第2節に紹介した分野をはじめとして、標準が各国の産業・国民生活に及ぼす影響は従来以上に大きくなっており、産業界・消費者ともに自らの利益に関わるものとして標準をとらえ、国際動向も踏まえつつ、積極的に標準の策定・活用や、国

際標準化に関する有効な国内体制の構築に関与していく必要がある。このような状況に鑑みると、産業界・消費者等の標準に関する意識の向上が極めて重要であり、このため電子媒体はじめ様々な手段を活用した「標準」に関する広報活動や、標準化に関わる人材育成を一層強化し、経済社会の土台として標準化の重要性・有用性に関する認識が根付くような努力を行うべきである。

< 政策の基本的方向 >

- ・民間における標準の重要性に関する理解を促進し、我が国経済社会において標準が活用されやすい土壌を形づくるため、標準の意義・内容や策定の方法、標準の活用策に関するわかりやすい用例、あるいは強制法規等における活用の実態等に関する情報を整備し、電子媒体はじめ様々な手段を活用して広く提供し社会に浸透させていく体制を整えるとともに、標準化に関わる人材を広く育成していくことが必要である。

(2)規格作成の迅速化・透明化

技術進歩の速度が増し、製品や技術の使用期間の短縮化が進むとともに、一つの技術がいろいろな分野で利用される場合が増えるにつれ、規格の策定をできる限り迅速に、かつ透明なプロセスにより進める必要性が高まっている。

< 政策の基本的方向 >

(規格策定プロセスの迅速化及び透明化の推進)

- ・迅速性を高める観点からは、規格策定プロセスの電子化や規格策定に係る意思決定手続きの簡素化を進めることが必要である。また、規格よりはコンセンサスレベルが低い標準情報 (Technical Report : TR) の積極的活用、更にはISOで導入されている専門委員会や作業グループ段階での規格原案情報 (Technical Specification (TS) や Publicly Available Specification (PAS)) 等の公表の活用といった改善が考えら

れる。

- ・また、透明性確保の観点からは、インターネットを活用し、規格原案作成過程の早い段階において広く国民一般に意見を問う手続きを盛り込む等の改善策が考えられる。
- ・さらに、いったん制定した規格についても、工業標準化法上「少なくとも5年以内に見直しを行い、必要があると認めるときは改正する」との規定にはいるが、技術進歩を的確に取り込んでいくよう、機動的な見直しを一層厳格に行うことが重要である。

(3) デジュール標準化のメリット・デメリットの比較考量

標準化の重要性は高まっているが、すべてをデジュール標準で対応することが求められているわけでは無論ない。例えば、技術進歩が激しくライフサイクルが5年に満たないような製品や、規格化によりかえって技術進歩を阻害する懸念があるような場合については、デジュール標準で扱うのは必ずしも適切でないであろう。

一方、デファクト標準による対応も必ずしも効率的な市場選択をもたらさない場合がある。例えば全てを市場競争に任せ、市場の成熟に任せた場合に、デファクト標準が得られるまでの消費者の負担が大きい上に、最終的に複数の仕様の製品が併存してしまい、経済的な効率が低下する場合が生じる場合（注8）もあり、分野によってはデジュール標準が先行的に作成されることが望ましいものもある。また、公的規制との関連や、消費者・高齢者・環境等の分野における関係者間の利害調整を考えた場合には、デジュール標準を選択したほうがよい場合もある。また、定義、図記号、安全性等その効力が長期間保持されるようなものについてはデジュール標準の対象とすることが適切である。

したがって、そもそも標準化自体を行うべきか否かはもちろん、標準化すべき場合にデジュール標準で対応すべきか、デファクト標準で対応すべきか、あるいはその組合せで標準化を行うべきかについて、製品・技術のライフサイクル等の個別の事情に応じてそのメリット・デメリットを判断していくことが重要である。この際、メリット・デメリットを検討する評価軸としては、公共性や規格の市場における採算性、あるいは製品のライフサイクル等をベースに、設定していくことが必要である。

（注8）水道の蛇口についてデファクト標準が複数形成されたこと等により、使用者

の混乱や負担が増した例がある。また、最近では、複数の異なる仕様（様々な突起形状や配列）により製造された視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる点字ブロック）について、使用者の混乱を解消するためのデジュール標準化が検討されている。

< 政策の基本的方向 >

（デジュール標準化のメリット・デメリットの評価メカニズムの整備）

・デジュール標準化に関し、規格制定の迅速化に配慮しつつ、標準化のメリット・デメリット、及びデジュール・デファクト標準それぞれのメリット・デメリットに係るチェックを徹底するメカニズムを整備することが必要である。（第4章第2節(2)参照）

(4)デジュール標準化に当たっての官民の役割分担

デジュール標準を作成するに当たって、現在の工業標準化法では国自身が規格原案を作成する第11条に基づくJISの制定方式と、第12条に基づき、民間の規格作成団体が原案を具して主務大臣にJIS制定を提案する方式の2つのアプローチがある。

例えば、民間の技術力を的確に反映した内容を確保することが重要な個別産業界に係るような規格等、産業界等に原案作成の利益があるような場合には、第12条に基づき民間の規格原案提案が積極的に行われることが期待される。さらに、どのような規格原案を民間主導で作成して行くべきか等の戦略的側面についても、民間側の積極的な検討が期待される。

一方、複数の産業界に共通に用いられる用語、図記号、試験方法、安全規格等の公共財的規格について、産業界に原案作成のインセンティブを有しにくいような場合には第11条に基づく規格作成が主体となる。

ただし、民間提案に基づき作成されることが望ましい規格であっても国が役割を果たすべき場合があったり、国がイニシアティブをとって策定すべき規格であっても民間が役割を果たすべき場合があったりすることに留意する必要がある。例えば本来第12条に基づ

き民間が規格原案提案を行うことが適切な技術分野において標準化のニーズがある場合であっても、関係者の利害対立等のため放置すれば規格原案が提出されない場合には、必要に応じて国が支援を行ったり、消費者等の要請を受けて関係者の調整を行う場を設けることも意義がある。一方、第11条に基づき国が規格原案を作成する場合であっても、原案作成に関し民間に委託を行いつつ進めるほうが効率的であることも言うまでもない。

< 政策の基本的方向 >

(デジュール標準作成に当たっての官民の適切な役割分担)

- ・ デジュール標準である J I S の作成に当たっては、民間に作成意欲がある場合には、積極的に民間による規格原案作成を推進することが重要である。一方、民間による規格作成インセンティブが働きにくい公共財的な規格の作成については、国が規格原案の作成段階から主導的に取り組むことが必要である。
- ・ 民間による規格原案作成が適当な場合であっても、放置すれば関係者の利害対立等により標準化が進まない場合には、国が支援したり、消費者等の声を踏まえて関係者の調整の場を設ける等の役割を果たすことが適当である。また国が主導的役割を果たし作成すべき規格原案であっても、適宜民間への委託を活用することが必要である。

(5) 重要分野における分野別標準化戦略の策定

上述のような規格制定の迅速化・透明化、標準化に係るメリット・デメリットの評価、デジュール標準とする場合の官民の役割の検討を行うとともに、第1章第2節で整理した標準化ニーズについて、具体的には以下のように標準化を進めていくことが適切である。

< 政策の基本的方向 >

(社会的ニーズ対応・強制法規活用型の J I S の整備)

- ・ 規制緩和に伴い柔軟性のあるルール構築の重要性が増す中で、環境保護・安全確保等の社会的ニーズに密接に関連した J I S の作成や、強制法規の技術基準に係る解釈基準例

として採用しうる規格としてのJISの整備を一層図っていく必要がある。

(重点分野ごとの標準化戦略の年次策定)

- ・新たな分野における標準化ニーズや、企業、消費者からの標準化への要請に対応し、さらに上記のデジュール標準化のメリット・デメリットに係るチェックや、規格原案作成に当たっての官民分担の整理等を踏まえつつ、デファクト標準の国内・国際動向も勘案したデジュール標準の分野別標準化戦略を、毎年の工業標準化業務計画で定めるなど、分野に応じ適切に定める体制を整備することが必要である。なお、民間が規格原案を作成することが期待される場合(JISの場合第12条提案規格)には、民間による戦略作成への積極的な貢献が期待される。(第4章第2節(2)参照)

(新たな分野の標準化への積極的対応)

- ・新しい分野の標準化に関しても、国際動向やデファクト標準化の動向にも配慮しつつ、適時積極的なJIS化を進めていく必要がある。また、中長期的にはこうした新しい標準化分野の拡大に応じて、工業標準化法の対象範囲の枠組みについて検討を加えることも必要となろう。

第2節 新たな時代の国際標準化のあり方

第1章で述べた標準を巡る環境変化(特に第1章第1節(2)及び(3))を受けて、国際標準化についても、日本工業標準調査会国際部会答申(平成9年11月)での提言の着実な実施に加え、以下の点の推進が重要である。

- (1) 国際デジュール標準に関する適切な分野別戦略の策定と戦略的規格の国際提案を進めるための支援

< 現状認識 >

平成9年11月の国際部会答申を踏まえ、我が国は、国際規格への積極的な提案、国際標準化機関の運営プロセスへの我が国代表の積極的な参画、国際標準化機関における技術委員会の国際幹事引受けの拡大等に取り組んできた。この結果、現在、国際規格提案の増加、国際標準化機関の上層部門への我が国代表の参加等、一定の成果を挙げつつあるが、さらに、引き続き国際標準化活動の強化が必要となっている。

< 政策の基本的方向 >

(国際統合化・国際規格の適正化の推進)

- ・既に国際的にデジュール規格が作成されている場合には、原則としてJISを国際デジュール規格に統合化させることとする。なお、この際、例えばISO規格を翻訳してJIS化したような場合には、規格票を和・英の対比形式で作成する等の工夫も有効と考えられる。
- ・ただし、我が国を含むアジア太平洋地域の実情を反映していない国際規格や、時代遅れの国際規格については速やかに改正すべく、JISあるいは適当な場合にはフォーラム規格をベースとした改正案の提案等による国際標準化機関に対する規格改正への働きかけを推進する必要がある。

(国際規格及び国際規格と統合化したJISの一層の活用)

- ・安全確保、消費者保護等の分野において、国内規制を補完して、国際的に調和した制度的枠組みが構築されていく場合には、国際規格やそれとの統合化が図られているJISの一層の活用が図られるように対応していく必要がある。

(国際デジュール標準に関する分野別戦略の明確化)

- ・国際デジュール標準に関し、デファクト標準化動向も勘案しつつ、分野別に国際標準化戦略を明確化して国際標準化を推進することが必要である。その際、開発しようとする規格が産業界にとって世界市場獲得に資するような戦略的な規格である場合には、当該産業の発展段階や各国の産業政策、各国規格の国際化に向けての動向を的確に把握したうえで、デジュール標準、デファクト標準、あるいはPASのような迅速な標準の公表手段のいずれを選択するか等について判断するものとする。また、国際規格の市場適合性確保等のた

めに日本やアジア太平洋の消費者の意見を適切に反映していく必要がある。

(戦略的な規格の国際提案を進めるための支援)

・世界市場獲得に資する等の戦略的な国際規格の提案の場合は、利益を受ける産業界が主として規格化に取り組むことが原則となろうが、現時点では、産業界主導で国際規格提案を行っている事例はまだ多くない。このため、政府としては、当面の間は補助金制度等を活用して、我が国が技術的に先行する分野等において国際規格提案を行う産業界を支援する等により、民間が主体的に国際規格提案に取り組みやすい環境を整備することが必要である。

(2) 我が国の意思が正当に反映されるための国際標準化活動を推進させる環境整備

< 現状認識 >

我が国の国際幹事引受けは、従来よりはその数は増加したものの、欧米諸国と比較すると必ずしも十分ではない。幹事国業務の活動を強化するため、我が国企業の国際標準化活動への参画を促進するとともに、我が国として幹事国業務を遂行し得るような新しい専門委員会の設立を積極的に検討し提案する努力が方策として考えられる。なお、現在ISOでは、新規テーマ採択時において幹事国引受数の少ない国が優先されているほか、幹事国の任期制の導入といったルール変更の可能性についても検討されている。幹事国業務の引受数や引受比率に関わるこのようなルール変更の検討に、我が国としても積極的に取り組んで行くべきであろう。

また、現行の国際規格作成方式を念頭に置くと、我が国と主張を同じくする国々との協調・連携を拡大・深化することは重要であり、この観点からもアジア太平洋諸国とのネットワーク構築や人材育成面での協力が重要である。なお、国内における標準化活動を支える人材の育成を推進することも必要であり、産業界はもとより、学界や国立研究所の人材も積極的に活用することが必要である。

< 政策の基本的方向 >

(標準化活動への参画に係る企業内環境の改善及び体制の整備)

・我が国の国際標準化活動への取組として、産業界（経営幹部層）の国際標準化活動の重要性に係る理解の向上、企業内の国際標準推進体制の整備等、我が国企業内における環境づくりを通じ、我が国企業の国際標準化活動への参画を促進し、国際幹事の引受や我が国からの国際規格提案を増加させていくべきである。特に、国際標準化活動のような中長期的な活動については、関係者が長期間あるいは継続的に関与できるなどといったバックアップ体制をとることができるよう、産業界経営幹部層が自ら標準化マインドを持つことが極めて重要である。

(アジア太平洋諸国とのネットワーク化)

・国際規格に我が国やアジア太平洋諸国のニーズが適切に反映されるよう、重要な案件について、個々の国際規格ベースで、セミナー等を通じた情報交換や意見交換及び、関係分野の標準専門家に係るデータベースの構築等を行い、アジア太平洋諸国の標準関係団体とネットワークの構築を図る必要がある。

(人材育成の推進)

・国際標準化に係る人材育成等の面で、国際標準化研修制度、標準化人材登録・活用制度等を創設し、我が国企業・産業界やアジア太平洋諸国への支援を充実すべきである。その際、学界や国立研究所の人材の参加を促進するため、人事評価システムにおける配慮等が必要である。

(ISO・IEC国内審議団体とJIS原案作成団体との一体化努力)

・国内規格・国際規格を通じて一貫した対応を進めるために、ISO・IECに係る国内審議団体とJIS原案作成団体とのできる限りの一体化を図るべきである。

(3) 国際標準化機関の規格作成ルール等の改善

< 現状認識 >

WTO/TBT協定(1995)における国際規格の使用義務の導入等、国際社会における国際規格の重要性が増すにつれ、当該規格を策定する国際標準化機関の重要性も高まってきている。特にISO・IECについては、主要な国際標準化機関として、従来より国際規格の作成に果たしてきた役割は大きい。

しかしながら、国際標準化機関は、基本的にはWTOとの関係でも独立した存在であり、独自の規律や歴史を有していることから、単純に「ISO・IECの作成した規格は全て国際規格として我が国も尊重する」とは言い難い幾つかの問題が存在する。

例えば、ISO・IECは、規格販売における市場性を重視する傾向もあり、必ずしもその開発する規格に公共的視点が十分反映されないこともある。加えて、経済規模に関係なく一国一票制による意思決定方式を採用していることから、一部のニーズしか反映されていない規格が策定されたり、技術的に古くなっても更新されない規格が存在することもある。従って、CENの意思決定方式等を参考に、一国一票制に加えて加重投票的要素を投票方式に盛り込む可能性についても検討していくことが必要である。

また、ISO・IECと欧州標準化機関との規格作成協力協定に関し、欧州機関リードによる規格作成の場合、非欧州諸国への規格原案等の開示が不十分、規格作成作業への非欧州メンバーの参加が十分でない、等の問題がある。

< 政策の基本的方向 >

(国際標準化機関における適切な規格策定プロセスの実現)

- ・国際標準化機関は、「国際規格の市場適合性が確保されるよう、メーカー、ユーザー及び消費者のニーズや地域のニーズが適切に反映された形で国際規格の作成がなされるべきである」旨、当該機関内部において周知徹底すべきであり、この旨我が国からも積極的に働きかけていくことが重要である。
- ・特に、多様な利害関係者のニーズ、視点が反映されるようなメカニズムの構築を図っていくことが必要である。例えば、規格作成過程への消費者の積極的参加の促進を推進しているISO/COPOLCOの取り組みや、ISO・IEC自身における産業界の意見を直接反映するための場の構築といった取り組みを、我が国として積極的に支援していくべきである。

(I S O ・ I E C と欧州標準化機関との協力協定の改善)

・ I S O ・ I E C と欧州標準化機関との協力協定に関し、欧州機関での規格作成プロセスの透明性の向上等を求め、必要な改善を働きかけていくべきである。

(4) T B T 協定における国際規格のあり方 (国際規格を基軸とした、各国の基準・認証制度の国際的な整合の推進)

< 現状認識 >

W T O / T B T 協定の発効等を受けて、強制法規の技術基準自身を国際規格を基礎として策定することや、技術基準の性能規定化とともに、当該技術基準の解釈例等として、国際規格やこれを基礎として作成した国家規格を活用すること等、国際規格を基軸にして各国の基準・認証制度の整合化を図っていくことが国際的に大きな潮流となっている (注 9)。

(注 9) また、T B T 協定以外にも、政府調達協定などにおいても国際規格の使用義務についての規定があり、これらは、貿易や企業活動に対して大きな影響を与える。

このような中で、W T O / T B T 協定上の「国際規格」に明確な定義がなく、かつ、事実上「国際規格」と考えられている I S O ・ I E C 規格の中にも、前述のとおり技術的に陳腐化している、一部地域のニーズしか反映していない、等問題のある規格が存在している。

現在、T B T 委員会の 3 年見直しの場で「国際規格」等のあり方を巡って議論がなされているが、こうした機会を利用して「国際規格」の定義の明確化を図る等により、T B T 協定の内容等を明確化していくべき (注 1 0) である。

(注 1 0) T B T 協定は、必ずしも各国の基準・規格が「国際規格に一致する」ことを求めておらず、「国際規格をその基礎として用い」、「もし乖離する場合にはその理由を他国に説明する」という義務と理解すればよい、したがって T B T 協定をあえて

改正する必要はないとの指摘もある。これは、T B T協定を基に外国から訴えられた場合の防衛の論理としては、十分成立すると思われる。しかしながら、実質上特定の地域のニーズのみを反映している規格がI S O規格となっているような場合には、世界の市場ニーズに合致しないにも関わらず当該規格がT B T協定上「国際規格として」扱われ、不必要な貿易障壁を形成していないという推定を受けるといような不公正な事態が生じうる。このような事態を回避するためには、T B T協定上の「国際規格」の定義を明確化することが、中長期的には国益に沿うものと思われる。

< 政策の基本的方向 >

(W T O上の「国際規格」作成時の透明性・公開性・平等性・市場適合性の確保)

・W T O / T B T協定上の「国際規格」について、規格作成時の透明性・公開性・平等性の確保と市場適合性を求めることにより、T B T協定の内容等を明確化して行くべきである。こうした問題意識をW T O等様々な場で訴えて関係者の共通認識としていくべきである。

第3節 標準政策と知的財産権政策、技術政策との関わり

標準政策に関わる他の主要政策の中で、特に、標準と知的財産権、及び標準と技術との関わりに係る政策について、最近重要性が増してきている。

(1) 知的財産権政策

(現行の運用)

経済のグローバル化及び知的財産権の保護強化を背景として、標準と知的財産権との関係は企業にとってより重要になってきている。

現行の J I S においては、 I S O ・ I E C の指針に倣い、

原案作成段階を含む規格策定のすべての段階において、（規格策定過程への参加者の保有及び認識の範囲内で）知的財産権の調査を要求するとともに、

標準に含まれる知的財産権の権利者に対し、第三者への非差別的かつ合理的条件での実施許諾が保証されるよう宣言することを求め、これが得られた場合のみ J I S 化する、

との方針を採用することにより、知的財産権制度と標準制度とのバランスを維持してきている。

（知的財産権と標準化の間の三つの次元の問題）

知的財産権と標準化との関係については、企業レベル、デジュール標準制度、市場を席卷したデファクト標準の三つの次元の問題が存在する。

すなわち、

企業レベルにおいては、いかにして戦略的に自らの知的財産権を標準化に係らしめるかがきわめて重要な課題である。

デジュール標準の制度として、標準化の手続き又は運用の中で、知的財産権の取り扱い、例えば知的財産権者が行うこととなる「非差別的かつ合理的な」実施許諾に係る声明等について、最近の国際標準化機関の動きも参考にしつつ見直していくことが必要になってきている。

また、競争政策とデファクト標準との関わりを考えた場合において、世界市場においてデファクト標準を獲得した技術が競争政策上どのような場合に問題をもたらさるか、さらに、この点に関しデファクト標準の中に知的財産権が含まれる場合、どのような問題が生じるのかについて、競争当局とも連携を取りつつ、さらなる検討が必要である（注 1 1）。

（注 1 1）なお、市場を独占することが見込まれるデファクト標準については、少なくともデジュール標準同様に、消費者等関係者の意見を広く聞いて作成されることが必要であるとの指摘がある。さらに、このような作成手続きを踏んだデファクト標準であっても、競争法の適用対象から除外されるわけではないことにも留

意する必要がある。

< 政策の基本的方向 >

(J I S の知的財産に係る取り扱い方針の見直し)

- ・ デジュール標準については、最近では I T U (国際電気通信連合) において採用された知的財産権の取り扱い (特許声明書の様式定型化等) が、 I S O ・ I E C の現行の取り扱いより一歩進んで、より現実に即したものになっている。したがって、これを参考に、下記のとおり、 J I S における知的財産の取り扱い方針を見直し、また I S O ・ I E C にも提案していく必要がある。

特許声明書の様式定型化

個別規格ごとの使用許諾宣言書において非差別的な使用許諾を宣言した企業 (A 社) が、自ら (B 社) の知的財産権については使用許諾をしないにもかかわらず他社 (A 社) に非差別的な使用許諾を求めるような相手企業 (B 社) に直面した場合に、交渉条件面で (A 社が) 一方的に不利にならないよう、その場合に限り対抗的に (A 社は B 社に対し) 差別的な使用許諾の条件を付すことができるとの対抗措置を織り込んだ定型書式を設定する。

特許声明データベースの構築

標準化作業の促進と J I S 利用者の便宜のために、 J I S に関して提出されている特許声明のデータベースを構築し公開する。

一般特許声明書 (General Patent Statement) の提出

規格原案作成作業を実施している関係者にとって、知的財産権関連の確認作業を理由とする原案作成作業のやり直しを少なくし、規格原案作成作業の進捗を安定させるとの観点から、規格原案作成に参画する企業が、(現行の個別規格ごとの提出に加え) 「自社の特許等を非差別的かつ合理的な条件で使用許諾する」旨の一般的な声明書を自発的・任意に提出することができるような仕組みを導入する (当該声明書の対象範囲は今後の検討課題とするが、基本的には現在の調査会における部会 (新調査会においては分野別技術専門委員会。第 4 章を参照) を単位とする方向で検討する) 。

(プログラム著作権の取り扱い方針の明確化)

- ・また、従来 J I S 規格にはプログラム著作権の対象となるプログラムが含まれた事例は存在しないが、今後、規格の一部としてプログラム著作権が含まれている規格が現れる場合も予想される。このような場合には、その規格に含まれるプログラム著作権についても、規格に含まれる特許と同様に、「非差別かつ合理的条件での実施許諾」が保証されるようプログラム著作権者に宣言を求めていくことが必要である。

(2) 技術政策

< 現状認識 >

経済のグローバル化の進展に伴い、どの標準が国際標準として採用されるかが各国産業の国際競争力に影響を与えるとの認識が高まった 1990 年代から、技術政策における標準化の役割や、標準化を支援する研究開発の意義が注目され始めた。例えば欧州においては、EC 委員会のフレームワークプログラム等において、「標準化を目指した研究開発」が支援されるほか、米国においては複数企業による共同事業について一定の条件の下に反トラストの適用緩和を認める国家共同研究・生産法（1984 年制定・1993 年改正）の下で企業のフォーラム活動が活発に行われている等、研究開発と標準化とが密接に関連づけられた政策が展開されており、早期段階からの新技術の標準化が進められている。

このような動きを受けて我が国においても、平成 9 年の国際部会答申において、「標準政策と産業政策・技術政策の一体的推進」や「標準化を支援する研究開発の枠組みの整備」が提起された。これに基づき、我が国においても現在、国際標準や強制法規の技術基準に活用される標準づくりを進めるための調査研究、研究開発、及び研究開発成果の標準情報（Technical Report: TR）化などが進められている。

標準化は、新たに開発された技術を市場へとつなげていく段階における重要なツールである。従って、研究開発の成果である新技術・新材料を積極的に標準化していくとともに、こうした新技術・新材料等の研究開発を行う際に当初から標準化を視野に入れて研究開発を実施していくことが必要となる。なおこの際に、デジュール標準を目指すのか、デファ

クト標準を目指すのかについて検討しておくことも必要である。

我が国としても、今後戦略的に重要である規格や公共財的な規格に関しては、標準化や国際標準化に関する研究開発等を積極的に実施していくことが重要である。例えば、試験評価方法等に係る規格は、研究開発を促進させるための基盤として、公共財的な性格を持つことから、標準化を視野に入れた研究開発を積極的に実施していくべきである。

また、標準化を念頭に置いた複数企業によるフォーラム活動・共同研究活動が不必要に萎縮することのないよう、競争政策の運用について、近年の技術革新の速度、共同研究開発活動のグローバル化等を踏まえ、再点検することも一案である。

< 政策の基本的方向 >

(標準化に関わる研究開発等の拡充)

標準化を視野に入れた研究開発の一層の拡充

民間のみでは実施の困難な、公共財的役割を担う試験方法・評価方法の標準化を行うために必要な研究開発や、「研究開発成果の標準化」をはっきり意識した大規模な研究開発等については、国が一層積極的に行うことが必要である。

この際、公共財・国際公共財的性格の規格作成のための研究開発には原則として委託を活用し、国際市場獲得に資する等戦略的な規格提案に向けた研究開発の場合は、原則として産業界への補助となるように制度設計していくことが適切と考えられる。

新技術の普及に資する先導技術型 J I S の制定の検討

標準化が有する「技術の普及」効果を一層活かし、より高度な技術水準への向上を促進するため、通常の J I S と並んで、新技術を採用した規格を「先導技術型 J I S」として定めることを積極的に検討すべきである。

第3章 適合性評価政策の基本的方向

第1節 適合性評価制度の国際統合化と強制法規における任意の適合性評価制度の活用

< 現状認識 >

欧州統合に伴って導入されたニューアプローチ指令とグローバルアプローチ指令に端を発し、その後のISO9000シリーズの急速な普及、経済のボーダーレス化に対応したワンストップ・テストング（試験を一度行えばその結果が世界中どこでも受け入れられるべきという考え方）へのニーズの高まり、さらにはWTO/TBT協定の成立などを背景として、認定・認証に係る国際ガイドの重視や相互承認の進展といった、適合性評価制度に関する国際統合化の重要性が急速に増大している。

強制法規における適合性評価制度に関しては、様々な国際フォーラムにおいて、その国際統合性を模索する動きが進展している。たとえば、異なる技術基準に対してもワンストップ・テストングを目指す国際相互承認協定（MRA）への取り組みが、日EC間を初めとして進められている。また、OECD、APEC、ASEM、WTO等で議論されつつある「良き規制のあり方（グッド・レギュラトリー・プラクティス）」の考え方も一例である。このような規制の国際統合化の論議については、自国地域発の国際標準の活用を世界に広め、自国地域企業の貿易促進に結びつけようとの問題意識を指摘する意見もあるが、貿易政策的観点から、我が国をはじめとする世界各国の規制の実態を十分把握した上で、市場取引のさらなる効率化のために、このような論議に積極的に参加する必要がある。

また、強制法規に係る適合性評価手続きに関し、当該手続き自身への一層の国際ガイドの導入を進めるとともに、適合性の評価に当たり、任意の制度であるJIS制度に基づく適合性評価結果や民間において国際ガイドに基づき実施される任意の適合性評価制度の結果の活用が図られるようにしていくことが重要な課題となっている。このためには、任意の適合性評価制度の結果の信頼性を、第三者認証・試験所認定等において高めるとともに、適合性評価制度自体に係る情報開示や当該制度に基づく適合性評価の結果であることが消費者に容易にわかるような情報提供方法の充実を促進していくことが必要である。

< 政策の基本的方向 >

(強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実)

- ・ 任意の適合性評価制度の結果の活用を強制法規において促進していくためには、その任意の適合性評価制度自体の信頼性を向上すること、すなわち内容・質の充実が必要である。具体的には、 国際ガイドに基づく評価を徹底すること、人材育成プログラムの開発等を通じて審査員の技術能力を高める措置を官民双方において進めること等による制度全体の評価能力の向上、 適合性評価制度自体についても、消費者等に対する積極的な情報開示、個別の適合性評価結果について同制度に基づくものであることを知らしめる情報提供方法の充実、審査登録に関する苦情処理の受け皿の充実等を図ることが重要である。また、 任意の制度においても適当な場合に、製品流通後の措置（マーケットサーベイランス）として、該当製品に係る市場抜き取り調査等を行い、適当な場合に強制法規担当部局にその結果を提供する等の協力を行うことも重要である。

(強制法規当局と任意の認定・認証機関との連携・ネットワーク形成)

- ・ 同様に強制法規における任意の適合性評価制度の活用を進めるためには、強制法規担当部局と任意の適合性評価制度に基づく認定・認証機関との間での信頼感を醸成することが必要である。例えば、強制法規と任意の適合性評価制度との間の意思疎通の充実を図り、さらに、国際ガイド等の作成に対し我が国の意見を一元的に反映していくことを目的として、強制法規担当部局と認定機関や認証機関が連携し、一つのネットワークを形成することが促進されるべきであろう。

(M R A 促進のための国内体制の整備)

- ・ 経済のグローバル化が進展する中で、国内外で異なる技術基準に対する適合性評価業務の合理化を図り、ワンストップ・テストングを目指す M R A の促進が期待されるが、これへの対応を行うため、諸外国の基準への適合性評価を行う機関を指定する制度（輸出に係る適合性評価機関指定制度）を個々の M R A の進展と合わせて早急に構築することが必要である。

第 2 節 J I S 適合性評価システムの改善

< 現状認識 >

工業標準化法には、指定商品制度（JISマーク制度）及び試験事業者認定（JNLA）制度の2つの適合性評価制度が存在している。

JISマーク制度は、従来から品目指定の必要性を随時見直すとともに、その認証の方法については、民間認証機関によるJISマーク表示工場の認定制度を導入する等の制度改善が進められてきている。

また、JNLA制度は、1997年における工業標準化法改正に伴って導入された後、着実に整備が図られているが、現行の制度に加え、ワンストップ・テスト化を推進する観点から、JIS試験方法規格に基づく試験を行う試験事業者もJNLA制度の認定対象とする等の新たなニーズ等が指摘されている。

< 政策の基本的方向 >

（JISマーク制度のあり方の再検討）

・JISマーク品目に関し、リサイクル製品等の循環型社会構築に資する製品、省エネルギー製品等の普及等の社会的効果や、国際整合化性に基づく輸入促進効果にも鑑み、製品等供給者における認証に係る負担を軽減することに留意しつつ、このような政策的な意義が認められる品目へのJISマーク品目としての指定及びその適合性評価制度のあり方等について検討を行うべきである。なお、JISマーク適用の議論に際しては、規格の目的を付記する対象の拡大の是非を含め、一般消費者に分かり易いように運用することにつき検討していく必要がある。

（JNLA制度の改善の可能性の検討）

・JNLA制度については、利用者のニーズに対応し、指定商品制度を含む適合性評価制度でのJNLA試験証明書の積極的活用を可能とするべく、民間の試験所認定に係る諸制度を補完するとの観点も踏まえつつ、試験方法規格に基づく認定の実施、指定商品等への認定対象拡大、認定対象区分に規定されているJIS規格の大括り化（複数の細かい規格

の統合)等の可能性について、検討して行くべきである。

(認定認証部会における検討)

- ・これらの点については、現在同時並行的に議論が行われている日本工業標準調査会認定認証部会においてさらなる検討を進める必要がある。

第3節 ISO9000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題

<現状認識>

ISO9000、14000は、社会の基盤として活用が進められ、一部地方自治体でISO14000の認証取得をもって、環境規制関係の届出の一部免除を認めており、さらに今後強制法規等でこれらの規格の活用が期待される。一方、利用者から、その適合性評価の内容・質に対する一層の充実が求められている。利用者側においても、ISO9000や14000の当初の取得に当てた努力を継続することが、これら規格の実効ある普及にとって必須である一方、審査登録機関側においても、審査や審査員の質の維持・向上は重要な課題である。また、審査基準や審査員の評価登録においても、国際的な整合性等確保につきガイドラインが制定されているところであるが、我が国としてもこの点を重視してアジア太平洋諸国に協力することも重要な課題である。さらに、セクター別品質マネジメントシステムに関しては、自動車分野(QS9000)について民間における適合性評価事業が既に実施されているほか、航空機関連分野(AS9000)についても産業界から適合性評価システムの構築が求められているところであるが、「複数セクターで活動している企業について重複した審査を避けるべきではないか」等との指摘がある。

一方、民間の認証事業としては、ISO9001、14001に加え、ソフトウェア分野におけるプロセス審査、環境報告書や環境会計の公表に係る第三者意見の付加、CO2排出権取引に係る認証といった「新たな形態」の認証事業の発達が見込まれているが、その認証の内容、付加価値、基準等について、共通の理解がまだ醸成されていないケースが少なくない。

< 政策の基本的方向 >

(I S O 9 0 0 0 / 1 4 0 0 0 及びセクター別品質マネジメントシステム規格への対応)

- ・ I S O 9 0 0 0 / 1 4 0 0 0 に係る適合性評価の審査及び審査員の質等の維持・向上のため、民間において人材育成プログラムの開発等必要な対応が図られることが期待される。審査基準や審査能力については、国内的な対応のみならず、国際的な整合性確保を政府は重視しており、その点からアジア太平洋協力の推進を検討するべきである。セクター別品質マネジメントシステムの認証にあたっては、重複審査の回避に配慮するとともに、適切な場合には自己確認制度の導入を行う等、認証面での過度な負担が製品等供給者に課されないような配慮が必要である。

(「新たな形態」の認証事業への対応)

- ・ 「新たな形態」の認証事業については、基準自身や認証の付加価値、あるいはそもそも「何が保証されているのか」について明確化（可能であれば認証ルールに係る基本原則の明確化・ガイド化）が図られ、産業界を含む関係者の十分な理解が得られる形式で導入されるよう配慮されなければならない。

第 4 節 計測のトレーサビリティ制度の整備

適合性評価プロセスにおいては、規制に係る技術基準や規格の要求事項を満たしているか否かを判定するために様々な試験が行われるが、その試験結果の信頼性を担保するために不可欠な技術的基盤として、計測のトレーサビリティ制度が存在する。今後、この計測のトレーサビリティ制度の整備を進めていくことが重要な課題となる。

(1) トレーサビリティ制度の整備の基本

< 現状認識 >

計測のトレーサビリティ（計測器が、その校正の基準となった標準器、さらにそれを校正した上位の標準器と関連づけられ、校正の経路が最終的には国が正確さを保証する国家計量標準（標準物質を含む）までさかのぼれること）は、従来は、製造分野、商業分野、エネルギー分野、環境分野等の、特に計測の厳密な信頼性が必要な場合に求められてきたが、最近では、品質システムに係る任意認証等にも、その求められる範囲が広がってきている。

このような計測のトレーサビリティが求められる範囲の拡大に対応していくには、まず国内においては、トレーサビリティの根幹である国内計量標準の整備を図っていくことと、さらにその計量標準を経済社会に供給する制度の充実を図っていくこととの両方の施策が必要である。

これまで、我が国の国家計量標準は欧米と比較してその整備が遅れていたが、計量標準は経済活動及び研究開発活動の円滑化・促進のため重要な基盤であることから、計量研究所を含む国家計量標準機関における開発・供給体制の充実・強化が求められており、現在、2010年までに米国並みの水準である500種類程度まで整備するとの目標のもと、国家計量標準の整備が急速に進められている（平成10年6月時点で81種類、11年度末で145種類）。また、我が国では従来、計量標準の供給業務が必ずしも論文につながらないことからその人的・資金的な手当が不十分であったが、このような研究者・技術者の評価基準についても再考が必要である。

同じく、トレーサビリティを供給する制度面でも、平成11年に計量法が改正され、同法に基づくトレーサビリティの供給制度（JCS S）においては、現場で使用される計測器の校正を行う事業者までが同制度の認定対象とされた。これにより、一層広範な計測器について校正証明書を求める機器ユーザーからのニーズに、これまで以上に認定校正事業者が応えることができるようになった。

国際面では、各国のトレーサビリティ体系の相互受け入れが重要となっており、そのため、トレーサビリティの根幹である国家計量標準及びその供給制度の相互承認が進められている。我が国も、1999年には、国家計量標準に関し「工業技術院計量研究所」が代表して多国間相互承認協定に調印し、また「工業技術院」が日米二国間協力協定に調印したほか、トレーサビリティ供給制度についても、JCS S認定機関である「製品評価技術センター」がアジア太平洋試験所認定協力（APLAC）相互承認協定に参加するなど、積極的に相互承認協定に参加しつつある。

< 政策の基本的方向 >

(トレーサビリティ制度に係る啓発・人材育成)

- ・トレーサビリティ制度に係るニーズの高まりが質・量ともに想定されることから、トレーサビリティ制度に対する社会における認識の向上、国家計量標準の開発・供給のための人材やトレーサビリティ制度を維持する人材(技術審査員等)の育成等が必要である。
- ・具体的には、トレーサビリティ制度に係る国内外の専門家、企業関係者等を広く集めたシンポジウム等の定期的開催、産業界における関係者の組織化等の普及啓発を図り、また、国家計量標準の開発・供給について、計量研究所、電子技術総合研究所、物質工学工業技術研究所に分散している我が国の国家計量標準機関を統合する独立行政法人「産業技術総合研究所」(2001年4月に設立の予定)において、人員・設備・予算面を拡充し、総合的かつ集中的に取り組むとともに、その研究者・技術者の評価については、計量標準供給業務が適正に評価され、当該業務に携わる研究者・技術者のインセンティブが確保され得るよう、論文偏重とならない多面的な評価が必要である。さらに、国家計量標準の開発・供給を担う専門家育成のための大学講座の拡充、「通商産業省計量教習所」(2001年4月に独立行政法人「産業技術総合研究所」に統合の予定)における審査員講習等の人材育成プログラムの強化、「製品評価技術センター」(2001年4月に独立行政法人「製品評価技術基盤機構」に移行の予定)による審査における外部審査員としての民間人材の活用等が必要である。

(2) トレーサビリティ供給の重点分野

< 現状認識 >

適合性評価において計測のトレーサビリティがより広範に要求されつつある国際的な趨勢、先端産業分野や環境分野等におけるさらに高精度な計測の要求といった需要面の見通しを踏まえれば、今後、特にトレーサビリティが要求される分野として、適合性評価、先端産業・先端技術、環境の3分野があげられる。

適合性評価分野に関しては、特に品質保証へのトレーサビリティ要求が高まりつつある。とりわけ今後、強制認証における規格の活用や自己適合宣言における試験機関データの活用

の拡大を考慮した場合、規格や試験所認定制度に対するトレーサビリティ供給の確保は、任意認証分野のみならず強制認証分野も含めた適合性評価制度への信頼性を飛躍的に高めることとなる。

先端産業・先端技術分野に関しては、高分解能域等極限環境での計測の実現及び信頼性の向上が技術的課題（例えば、次世代半導体製造開発における微少長さ計測の確立）となっており、これは多くの場合高度計量標準の開発・維持・供給すなわちトレーサビリティの確立によって達成されるものである。

環境分野に関しては、内分泌攪乱物質等、微量であっても環境や人の健康に影響を与える恐れのある化学物質について適切な管理が求められており、これを技術的に支えるために当該分野に係るトレーサビリティ供給の拡充が必要である。

< 政策の基本的方向 >

（トレーサビリティ制度の一層の活用を図るべき分野）

- ・ 今後、トレーサビリティ制度は特に 適合性評価分野、 先端産業分野、 環境分野を重点として整備を図っていく必要がある。
- ・ 具体的には、適合性評価分野に関しては、JIS制度において、計測の高い信頼性が要求される試験方法に係る規格にトレーサビリティの要求を組み入れることが必要である。なお、JIS規格にトレーサビリティの要求を組み入れるにあたっては、トレーサビリティがより厳しく要求される分野を選び、国際的な整合性及び信頼性や安全性の確保と経済合理性のバランスに配慮しつつ、その分野について体系的な規格の整備を行っていくことが必要である。
- ・ 先端産業・先端技術分野に関しては、極限環境（高分解能域等）でのトレーサビリティの提供に必要な計量標準の開発・高度化及び維持・供給、極限環境における品質確認等のために必要な高精度の計測技術・機器の開発が必要である。この関連で、次世代半導体製造プロセス等の高分解能域におけるトレーサビリティの要求に応えるため、高精度計量計測に係る産学官共同研究への一層の支援も必要である。
- ・ 環境分野に関しては、極微量化学物質の分析に必要な標準物質の開発、維持及び供給、高精度かつ現場で実用的な計測技術・機器の開発が必要である。なお、このような環境分野の計測に係る

適合性評価手続きの充実のため、適切な環境計量を行う事業者に対する国際的ガイドに沿った適合性評価に係る枠組みの構築のあり方について検討すべきである。

第4章 21世紀に向けた新しい工業標準化システムのあり方

第1章から第3章では、21世紀に向けての標準化政策の課題を整理した。これらの中には、規格作成の迅速化・透明化や、ISO・IEC国内審議団体とJIS原案作成団体とのできる限りの社会基盤創成標準化調査委託費一体化等、工業標準化システムのあり方自体に関係する課題も多い。これらの課題に対応するには、我が国の国家標準化機関である日本工業標準調査会の体制のあり方、官民の役割分担のあり方等について、時代に即した体制を構築することが重要である。

第1節 諸外国における標準化システムとの比較

我が国の工業標準化体制のあり方を検討するに当たり、米国、英国、仏国等の諸外国における標準化システムとの間で、国家標準化機関と政府との関係、国家標準化機関の規格策定に果たす役割、規格策定プロセスへの政府関係者の関与の状況等について比較すると、以下のように整理することができる（表1）。

(1) 国家標準化機関と政府との関係

法律、契約等による位置づけ

日本も含め、国家標準化機関（National Standards Body）はすべて、

- ・法令に基づき特別に設立された組織、又は
- ・公益法人であって、政府との間の契約等に基づき、国家標準化機関としての特別な性格を有することとなった組織（指定法人）

のいずれかである。

国家標準化機関の運営に関わる内部組織への政府の関与

日本を除く国家標準化機関については、当該機関の全体の運営方針等を決定する内部組織（理事会、評議会等）に関係省庁の代表者が常時参加する仕組みになっている。日本の場合は、日本工業標準調査会（JIS C）の事務局を通商産業省工業技術院標準部が担当する一方で、規格の最終制定権限を政府が留保している（注12）。

(注12)ただし、ISOメンバー国全体で見ると、先進国・発展途上国ともに国家標準化機関が政府機関である国と政府機関でない国が存在している。

ISO加盟135ヶ国のうち、

国家標準化機関が政府機関である国： 約80ヶ国

日本、カナダ、韓国、中国、ロシア、チェコ、ポルトガル、
シンガポール、タイ、インドネシア、エジプト等

国家標準化機関が政府機関でない国： 約50ヶ国

米国、英、独、仏、ブラジル、アルゼンチン、インド、ポーランド、マ
レーシア等

(2) 国家標準化機関の規格策定に対する役割

国家標準化機関の規格策定に対する役割については、主として二つの類型に分かれる。

(類型1) 国家標準化機関自体に、個々の規格策定の委員会が置かれ、そこで作られた規格がそのまま国家規格となる。(英、独)

(類型2) 規格の原案作成については、国家標準化機関から認定を受けた標準化団体(SDO)が行い、国家標準化機関は、SDOが作成した規格原案に関し、イ)SDOの規格策定のプロセスが適正であったか否か、ロ)重複する規格がないか否か、等の観点から、審査を行い、問題なければ、「国家規格」として認定。(国家標準化機関が規格の内容の実質審議を行うことは予定されていない。)(米、加)

仏は、上記二類型の中間型で、全体の規格の約4割は、英・独のように当該国家標準化機関(AFNOR)内で策定し、残りの約6割の規格は米・加のように、AFNORと契約したSDOが策定している。さらに、仏・経済財務産業省は、国家標準化機関が策定した規格(最終案)に対し、拒否権を有する。

日本の場合、仏のケースに最も類似しており、平成11年度の場合、形式的には、全体の約半分の規格が英・独のようにJISCで策定され、残りの約半分は米・加のように、(SDOとしての認定を受けているわけではないが)民間団体が原案を策定している。しかしながら、日本の場合、JISC策定の部分についても、大部分民間団体に原案策定を委託しており、実質、米・加型であるとも言える。また、日本の場合、JISCが策定すべきと判断した規格案について、実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別をするものか否かを判断する権限を国が有しているという点において、仏に似ている。

(3) 個々の規格の審議プロセスに対する政府関係者の参画

英・独の場合は、国家標準化機関に設置される個々の規格策定のための委員会に政府関係者が「委員」として参画している。

日本の場合、JISCが策定することとして民間団体に原案作成を委託した場合においては、個々の規格策定のための委員会に政府関係者が「委員」として参画している。

(4)まとめ

以上のように、我が国の工業標準化体制は、米・加型と英・独型の間間的な体制であり、あえて言えば仏に類似している形態をとっている。

我が国の場合、米・加におけるSDOほど財政的にも自立し、また中立性を保ちつつ関係者の意見を広く採り入れて規格を作成する機関が存在しない代わりに、国又は各種の民間団体が原案を作成し、幅広く民間の有識者を集めたJISCの議決を得た上で、利害関係者のバランスや非差別性の有無に関し最終チェックを行う主務大臣が規格作成を決定するという形態をとっている。以上の方式は、SDOのような民間団体が存在しない中で、規格策定に際し実質的には相当程度民間の意見を採り入れつつ、規格の中立性や非差別性を国が最終的に確認するバランスのとれた策定方式といえる。

他方、第2章第1節(1)にも述べたように、我が国におけるJISC策定に係る民間の意識

は、現時点では「作成に自ら関与する」という意識は希薄であることから、民間の役割をより明確化・強化し、「民間も関与した形での規格策定」という認識を高めることが必要と思われる。また J I S C については、現在は審議の焦点が明確ではないこと、委員構成が柔軟に変更されないこと等から必ずしも真に効率的・実質的な規格策定審議を行っていないのではないかと指摘もある。審議の効率化の観点からいえば、各国の標準化システムは既に規格策定プロセスについて相当の電子化を進めているが、我が国の場合、これも遅れているとの問題がある。

第 2 節 21 世紀に向けた新たな工業標準化システムのあり方について

海外との比較を踏まえ、今後の新たな工業標準化システムとしては、

国と民間との役割分担において、さらに規格原案作成に係る民間の役割を強化すること

日本工業標準調査会の審議会への移行に当たり、一層効率化したシステムを構築すること

急速な情報化の進展に対応し、我が国の標準化システムもプロセスを電子化していくこと

が主要な課題であると考えられる。

(1) 民間主導の規格原案作成体制の更なる推進

< 現状認識 >

既述のとおり、工業標準化法では、主務大臣が規格原案を自ら作成し日本工業標準調査会（J I S C）に付議する場合（工業標準化法第 11 条に基づく）と、民間団体が規格原案を作成し、その提案を受けて、J I S C に付議する場合（同法第 12 条に基づく）とがある。従来は、により、主務大臣自身が、民間の規格原案作成団体への委託も活用しつつ、多くの規格原案を作成してきた。

しかし、J I S 規格の中でも、例えば個別の産業界に直結する技術に係る規格などは、

国よりも産業界自身の方がニーズの把握にも詳しく、規格提案も適時適切になされると考えられた。その後、民間の規格原案作成団体等の積極的な関与を促し、民間における規格原案作成を一層促進する、との考え方にに基づき、平成9年に工業標準化法が改正され、民間からの規格原案申請手続きが簡素化された。併せて、情報提供や予算措置を通じての民間の規格提案を支援する国の活動が進められてきている。この結果、民間が規格原案を提案するいわゆる「12条提案」の件数が平成11年度で約半数を占めるようになっている。

一方、引き続き、国自ら規格原案の作成を行うのが適切な場合があるものとして、

強制法規への活用が想定される規格

消費者保護、高齢化対応、環境保護等の規格、

複数の産業界に関わる共通基盤的な規格

等が存在する。これらの分野であっても、民間からの規格原案提案が期待されるが、仮に民間のみでは自主的な規格原案作成が期待できないような場合には、引き続き国自ら11条に基づき規格作成を行っていくべきである。

我が国では、規格原案作成を専業として行っている民間団体はなく、規格作成・普及だけで独立に採算を立てられる状況にはほとんどないものと考えられる。したがって、今後規格作成における民間の役割を更に強化するためには、引き続き民間における規格原案作成を支援していく一方、民間提案（12条提案）に係る規格原案作成者に著作権を残す（注13）等、規格作成に係るインセンティブを高める方策を探るとともに、民間の規格原案作成団体の基盤強化を支援するような施策が必要である。

（注13）今後、工業標準化法第12条提案に基づく規格がJIS規格において多数を占めるようになるとともに、JIS規格作成手続きの電子化が進展すること((3)参照)に伴い、規格策定プロセスにおける規格原案作成者の役割が一層重要になる。ところが一方で、電子媒体からの複写は紙媒体からよりも容易であるため、著作権による保護がない場合には、規格原案作成者が想定していない者による規格販売等の可能性が増すこととなる。

< 政策の基本的方向 >

(規格作成に係るインセンティブの強化)

- ・ 今後は、工業標準化法第12条に基づき民間規格原案作成団体が提出した規格原案については、当該団体に著作権を残すことを検討する(注14)。

(注14) この際、出版に関しては、規格の適正かつ網羅的な普及の観点から、あらゆる規格について需要に応じ一元的に販売できる体制を整えることが必要である。

(民間の規格原案作成団体の基盤強化)

- ・ 民間の規格原案作成団体における事務局機能の強化等、民間の規格原案作成団体の基盤を強化する措置をとる。併せて、規格開発を支援する標準電子媒体テンプレートの供与、規格編集上の調整支援など規格開発の支援措置を行うことが必要である。なお、中長期的には、民間の規格原案作成団体の規格原案作成能力の向上の状況をにらみながら、当該団体の工業標準化法上の位置づけを検討していく必要がある。

(2) 新しい環境変化に対応した規格審議体制及びISO・IEC対応体制の改善 日本工業標準調査会の変革・再編

<現状認識>

日本工業標準調査会(JISC)は、工業標準の制定に係る審議・答申及び工業標準化の促進に関する答申・建議を任務として、1950年工業標準化法の施行と同時に設置された。また、1952年(ISO)及び53年(IEC)の閣議了解に基づき、JISCは、ISO及びIECに対する我が国の代表機関でもある。JISCは現在、総会のほか、JISC全般の業務運営に関する総合企画や部会間の調整を行う標準会議、26の部会により構成され、委員数約200人、また臨時委員及び専門委員合わせて約300人から成っており(いずれも実働ベース)、事務局は工業技術院標準部が務めている。

平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部における審議会等の整理合理化に関する指針に従い、平成11年7月の経済産業省設置法により、JISCは、経済産業省に置かれる審議会として位置づけられた。また、同じく委員の数の上限が従来の「240人」

から「30人」とすることが位置づけられた。

< 政策の基本的方向 >

第1章から第3章において整理した政策の基本的方向に合わせ、以下のようなJISC体制の改善を図ることが必要である。

(分野別標準化戦略・国際標準化戦略の審議体制の構築)

- ・技術分野ごとに、デファクト標準・デジュール標準の国内・国際動向を的確に把握するとともに、分野別の標準化戦略・国際標準化戦略を審議する体制を整備する(注15)。

(注15)これに伴い、ISO・IECの専門委員会(TC/SC等)に係る国内審議団体とJISCのJIS原案作成団体とを可能な限り一体化する。また、規格原案作成の初期段階で、特定の規格についてJISのみを目指すのか、ISOのみを目指すのか、双方を目指すのか、について方針の確定を徹底する。

(デジュール標準化のメリット・デメリットの評価メカニズムの強化)

- ・規格制定の迅速化に配慮しつつ、デジュール標準化のメリット・デメリットを事前に評価・検討するメカニズムを強化する。

(消費者の視点の一層の反映)

- ・消費者は規格の最も重要な利害関係者の一人であること、我が国の急速な高齢化等の進展の中高齢者・障害者を含めた使い勝手の良さという観点が今後一層重要になってくること、及び、これら消費者の視点を反映することは当該規格及び規格適合製品の普及を促すため国や製品等供給者にとっても重要であることといった観点から、規格開発過程に消費者(年齢、性別に偏りの無い、また高齢者・障害者の視点にも配慮した消費者全般)の視点をより一層反映させる仕組みを構築する。

(産業界とJISCとの連携の強化)

- ・産業界における主体的な標準化活動への関与を促進するため、産業界とJISCとの連

携（例えば産業団体からの J I S C への要望・提案受付、分野別標準化戦略の第 1 2 条提案関係部分に係る産業界からの提案受付等）を強化する。

（ J I S C 意思決定プロセスの迅速化・簡素化・実質化）

- ・ J I S C の委員構成を、規格の内容に即して機動的に設定・変更可能なものとし幅広い意見を採用することに配慮するとともに、規格に係る議決権限の専門委員会への委譲や審議過程の電子化を通じ、意思決定プロセスも極力形骸化を排する方向で簡素化し、審議自体の実質化を図る。
- ・ 特に民間からの第 1 2 条提案に基づく民間からの規格原案作成提案については、細かい技術的な審査に立ち入るよりも、将来の技術上の発展に対する枠組みを備えているか、技術の成熟度を十分に考慮したものであるか、 J I S 全体として重複はないか、及びインターネット等を用いたパブリックコメント等を活用し、あらゆる利害関係者の意見を検討したと言えるのか、について重点的に審議する等、審議のポイントを明確なガイドラインにまとめることにより、 J I S C における審議方針の明確化を図る。

（組織再編の具体的方向）

- ・ 以上のような分野別標準化戦略の審議や標準化のメリット・デメリットの評価、意思決定プロセスの迅速化といった、 J I S C 体制の改善を実現するための組織再編の具体的方向については、以下のとおり提言する。

総会は、委員から成り、産業政策、技術政策、通商政策等を踏まえた標準化政策のあり方について広く議論し、総合的なビジョンを作成するとともに、傘下の部会間の調整を行うものとする。

総会の下に標準部会と適合性評価部会を置く。

標準部会は、デジュール、デファクト両面の標準化の動向を把握した上で、国内及び国際標準化に係る基本的な指針及び計画を作成する。ただし、個別の規格審議は行わない。

標準部会の下に、技術分野ごとに技術専門委員会を設置する（注16）とともに、分野横断的事項を扱う専門委員会として、ISO・IECの上層委員会对応を取り扱う専門委員会（ISO専門委員会及びIEC専門委員会）、一般的な用語（ガイド2）など各分野別技術専門委員会に広く関わる基本的事項を取り扱う規格総合専門委員会、分野横断的な環境配慮・資源循環関連規格を扱う環境・資源循環専門委員会も設置する。すべての技術専門委員会及び規格総合専門委員会、環境・資源循環専門委員会は、デファクト標準・デジュール標準の国内・国際動向を的確に把握した上で、個別の規格案を審議するとともに、分野別の標準化戦略・国際標準化戦略を審議する（注17）。規格総合専門委員会及び環境・資源循環専門委員会には、各分野別技術専門委員会に対し、規格作成に関する要請・勧告及び連携の機能を付与するものとする。

（注16）技術専門委員会の構成は、内外の標準化動向や社会情勢の変化に合わせ、随時見直していくこととする。また11条に基づく規格原案の審議の際には、専門的知見を適切に反映させるため、機動的に専門委員の追加・変更を行ったり、必要に応じて技術専門委員会の下に「WG」を設置して審議を行うこととする。

（注17）これに伴い、ISOの国内審議委員会とJISの原案作成委員会は、極力同一とする。

審議を簡略化するため、技術専門委員会又は専門委員会の決定をもってJIS規格策定に係る調査会の意思決定とする。

適合性評価部会は、認定・認証制度の運営全般に係る議論、JIS適合性評価制度や国際相互承認の推進に係る議論を行う。

適合性評価部会の下に、マネジメントシステム規格や適合性評価に係るガイド・規格の作成を行うための専門委員会や、国内・国際適合性評価制度のあり方について検討する専門委員会を置く。また、化学分析用標準物質についても、適合性評価との関連が深いことから、適合性評価部会の下に専門委員会を置く。これらの専門委員会にも規格策定に係る専決権を与えるものとする。

総会の下に、消費者政策特別委員会及び知的基盤整備特別委員会の2つの特別委員会を設置する。

- 消費者政策特別委員会は、JIS及びISO/IECにおける規格の制定・改正及び適合性評価制度の構築・運営に関する消費者（年齢、性別に偏りのない、また高齢者・障害者の視点にも配慮した消費者全般）の視点反映のための提言の取りまとめ、標準化活動に関する消費者への普及・啓発策の検討、及びISO/COPOLCOの活動への対応を行う。その際、消費者関連規格を担当する分野別技術専門委員会への消費者代表の参加などを通じて、関係委員会との間の緊密な意思疎通が確保されるように留意する。
- 知的基盤整備特別委員会は基準認証制度を支える計量標準・標準物質等の知的基盤の整備に係る指針や計画の作成・現状評価を行う。

標準部会及び適合性評価部会の合同小委員会として、評価合同小委員会を設置し、国が委託等により実施する標準作成のための調査研究や研究開発について事前・事後評価を行う。

なお、以上のような提言を具体的なスキームとして表すと、図2、図3のような基本的スキームとなると考えられる。

(3) 規格策定の迅速化及び透明化の観点からの工業標準化プロセスの電子化

<現状認識>

平成11年12月19日の総理大臣決定により、「2003年度までに、各省庁においては、原則として、行政手続きがインターネット等のネットワークを経由して行えるように努める」とこととされている。

また、国際標準化機関ISO・IECについても規格審議プロセスの電子化が推進されている。

このうちIECについては、各技術委員会（TC）の各国の国内審議団体及び国内委

員が I E C 中央事務局のホームページからインターネットを通じて、必要文書を直接ダウンロードしている。また、I E C に対する我が国の対応として、電子投票については J I S C の事務局たる工業技術院が、電子コメントについては各 T C の国内審議団体又は W G の専門家が、それぞれ直接 I E C 中央事務局に対し回答を行っている。

さらに I S O についても、今後、関係文書の電子配布及び電子投票への移行が予定されている。

< 政策の基本的方向 >

(工業標準化プロセスの電子化)

- ・ 上述の「電子政府」の実現及び I S O ・ I E C の電子化の進展に対応し、規格制定の迅速化及び透明化、工業標準化手続きの迅速化・簡素化を進めるべく、2003年度までに、規格制定プロセス、I S O ・ I E C 対応及び工業標準化手続きの電子化を図る。この際、規格の改ざん等へのセキュリティー対策に配慮するものとする。
- ・ 具体的には、以下のような基本的なシステムを構築する。

標準電子媒体テンプレートを用いた規格の原案作成を民間団体に奨励する。

工業標準化法第12条に基づく民間からの原案を具した標準制定の申し出をインターネットを通じて行えるようにする。

日本工業標準調査会に付議された原案は、J I S 原案用の共通サーバに掲載し、各委員がインターネットを経由してバーチャルに議論が行えるようにすることにより規格審議の迅速化及び効率化を図る。

W T O / T B T 協定附属書に基づく事前意図公告を早期にホームページに掲載することにより、国内外の利害関係者の意見を幅広く反映させ、透明性を高めるとともに規格の早期制定を図る。

制定された規格は、電子媒体による公表を行うものとする。その際の公表を行う主体(注18)一般国民による電子媒体による取得(ダウンロード)に対する費用負担のあり方等、公表の具体的あり方については、引き続き検討する。

(注18) 公表を行う主体については、規格の適正な普及の観点から、J I S や国際規格について一元的に公表を行いうる団体が適切と考えられる。

(各種申請・届出手続きの電子化)

- ・その他、以下の工業標準化法上の手続きについても、インターネット等を通じた電子手続きを行うものとする。

国内外のJIS工場認定申請・各種届け出事務(指定認定機関への届け出を含む)

国内外のJIS工場指定認定機関の指定に係る各種申請・届け出事務

国内外のJIS工場指定検査機関の指定に係る各種申請・届け出事務

国内外のJIS認定試験事業者の認定に係る各種申請・届け出事務

(ISOにおける電子化への対応に係る支援)

- ・今後ISOにおいて予定されている文書配布及び投票の電子化に備え、ISO事務局への電子的なアクセスに問題が生ずる団体がある場合には、その支援策を検討する。

第5章 おわりに

1. 本委員会の報告書に盛りこまれた提言のうち、制度の改善・枠組みの構築を必要としない事項については、報告書が標準会議に報告された後、直ちに実施に移される必要がある。その際、日本工業標準調査会の事務局たる工業技術院（2001年1月からは経済産業省産業技術環境局）は、関係省庁との連携を密にして、複数省庁に関係するような標準化を円滑に進めていくことが必要である。
2. 日本工業標準調査会の再編の基本的方向については、6月の標準会議で了承を得た後、そのための所要の規程の整備を行い、2001年初頭に新しい体制の下での総会を開催し、新調査会の組織を決定することを提言する。
3. 工業標準化プロセスの電子化については、平成13年度予算に所要の予算を計上した上で、事務的な検討を継続することが期待される。
4. 新しい標準化システムの構築のために、法令の整備が必要な事項については、標準会議以降、関係部会の審議結果も併せ踏まえつつ、その実現が図られる必要がある。
5. 以上の作業がある程度進捗し、新しい日本工業標準調査会が始動し出した後、新しい工業標準化推進長期計画の策定に着手することを提言する。

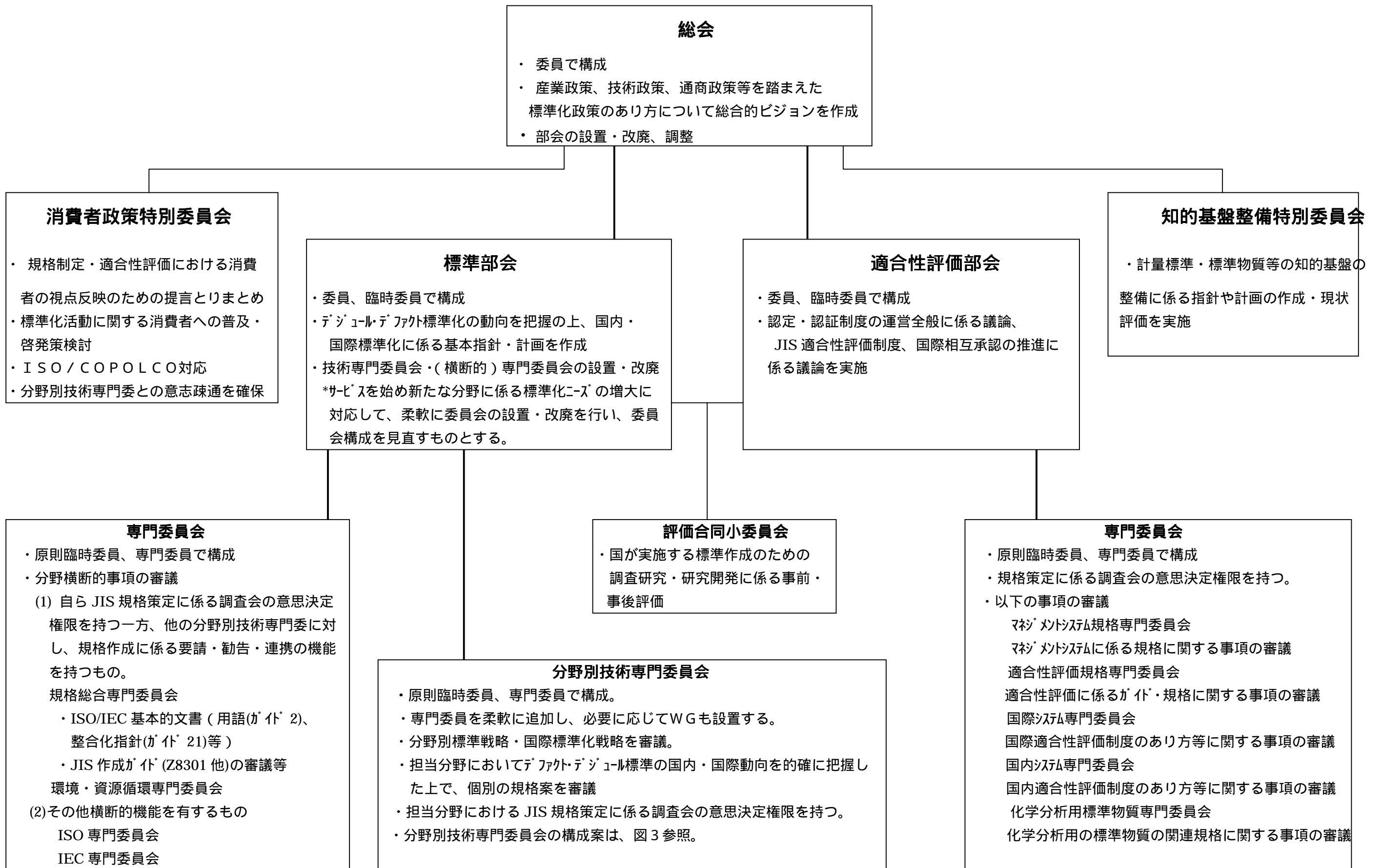
主要国の国家標準化機関と政府との関係について

表 1

項目	国名	日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス
政府における標準化管理部署		通産省工業技術院標準部	NIST(商務省国家標準技術研究所)	連邦政府の関係省庁	DTI(通産省)	経済技術省	SQUALPI(経済財務産業省)
国家標準化機関 (NSB)		JISC(日本工業標準調査会)	ANSI(米国国家標準協会)	SCC(カナダ標準委員会)	BSI(英国規格協会)	DIN(ドイツ標準協会)	AFNOR(仏規格協会)
NSBの権限		工業標準化法に基づき、国家規格(JIS)の開発を主務大臣から付託され、答申する権限が独占的に付与された審議体	NIST-ANSI間の覚書によりANSIに国家規格(ANS)制定権限が独占的に付与された指定法人	SCC法により国家規格(CAN)制定権限が独占的に付与された審議体	王立憲章(Royal Charter)及び英政府とBSI間の覚書により国家規格(BS)制定権限が独占的に付与された指定法人	ドイツ連邦政府とDINとの契約により国家規格(DIN)制定権限が独占的に付与された指定法人	デクレ(政令1984年)によって国家規格(NF)制定権限が独占的に付与された指定法人
政府の関与		国家規格制定の権限自体は主務大臣が有する また、工業技術院標準部がJISC事務局を務める	ANSI理事会にNIST等関係省庁の代表者が理事として参加	SCC評議会に連邦/地方政府関係省庁の代表者が理事として参加	標準委員会(日本の標準会議に相当、標準化分野の優先順位を決定)にDTI、建設省、防衛庁の代表者が理事として参加 また、関係省庁からセクターボード/TCに参加	評議会に経済技術省、環境省、労働省等の代表者が理事として参加 更に、TCに関係省庁の代表者が参加	SQUALPIは最終NF案に拒否権を有する また、関係省庁の代表者がAFNOR理事会に参加
国家規格の原案作成の主体		業界団体等に主務大臣が委託するか又はこれらの団体が自主的にJIS原案を作成	ANSIに認定された標準化団体(SDO)が実質的なマニフェットをもって国家規格原案を作成。 なお、国家規格原案としてANSIに申請するかどうかは当該SDOが判断	SCCに認定された標準化団体(SDO)が実質的なマニフェットを持って国家規格原案を作成 なお、国家規格原案としてSCCに申請するかどうかは当該SDOが判断	BSIの分野別セクターボード又は傘下の技術委員会(TC)が国家規格原案を作成	DINの技術委員会(TC)が国家規格原案を作成	全体の約4割の規格は、英・独のようにAFNOR傘下の委員会で原案を作成し、残りの約6割の規格は、米・加のように、認定を受けた標準化団体(SDO)がAFNORとの契約により原案を作成
国家規格の制定方法		JISCが原案を1規格ごとに審議。JISCが了したものを、主務大臣が、利害関係者の意向を反映しているか、不当な差別はないかとの観点から確認のうえ制定。	ANSIが原案(多くはSDO規格そのもの)を1規格ごとに国家規格として「認定」	SCCが原案(多くはSDO規格そのもの)を1規格ごとに国家規格として「認定」	BSIが包括的専決権を持って国家規格を「制定」	DINが包括的専決権を持って国家規格を「制定」	SQUALPIが拒否権を発動しなければAFNORが専決権をもって国家規格を「制定」

J I S C 審議体制（再編案）

図 2



(図2補)

本報告書(第1章～第3章)における個別の提言とJISC各委員会との関係

総会

標準部会

- ・標準の意義・内容等に係る情報の整備・提供(2章1節)
- ・規格策定プロセスの迅速化(2章1節)
- ・標準化活動への参画に係る企業内環境の改善及び体制の整備(2章2節)

適合性評価部会

- ・強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実(3章1節)
- ・強制法規当局と任意の認定・認証機関との連携・ネットワーク形成(3章1節)
- ・MRA促進のための国内体制の整備(3章1節)
- ・JISマーク制度のあり方の再検討(3章2節)
- ・JNLA制度の改善の可能性の検討(3章2節)
- ・新たな形態の認証事業への対応(3章3節)

分野別技術専門委員会

- ・規格策定プロセスの迅速化(2章1節)
- ・デジタル標準化のメリット・デメリットの評価メカニズムの整備(2章1節)
- ・社会的ニーズ対応・強制法規活用型のJISの整備(2章1節)
- ・重点分野ごとの標準化戦略の年次策定(2章1節)
- ・新たな分野の標準化への積極的対応(2章1節)
- ・国際統合化・国際規格の適正化の推進(2章2節)
- ・国際デジタル標準に関する分野別戦略の明確化(2章2節節)

規格総合専門委員会

- ・JISの知的財産に係る取り扱い方針の見直し(2章3節)

ISO専門委員会・IEC専門委員会

- ・アジア太平洋諸国とのネットワーク化(2章2節)
- ・国際標準化機関における適切な規格策定プロセスの実現(2章2節)
- ・ISO・IECと欧州標準化機関との協力協定の改善(2章2節)

マネジメントシステム規格専門委員会

- ・ISO9000/14000及びセクター別品質マネジメントシステム規格への対応(3章3節)

国内汎用専門委員会

- ・ 強制法規当局と任意の認定・認証機関との連携・ネットワーク形成（3章1節）
- ・ J I Sマーク制度のあり方の再検討（3章2節）
- ・ J N L A制度の改善の可能性の検討（3章2節）

知的基盤整備特別委員会

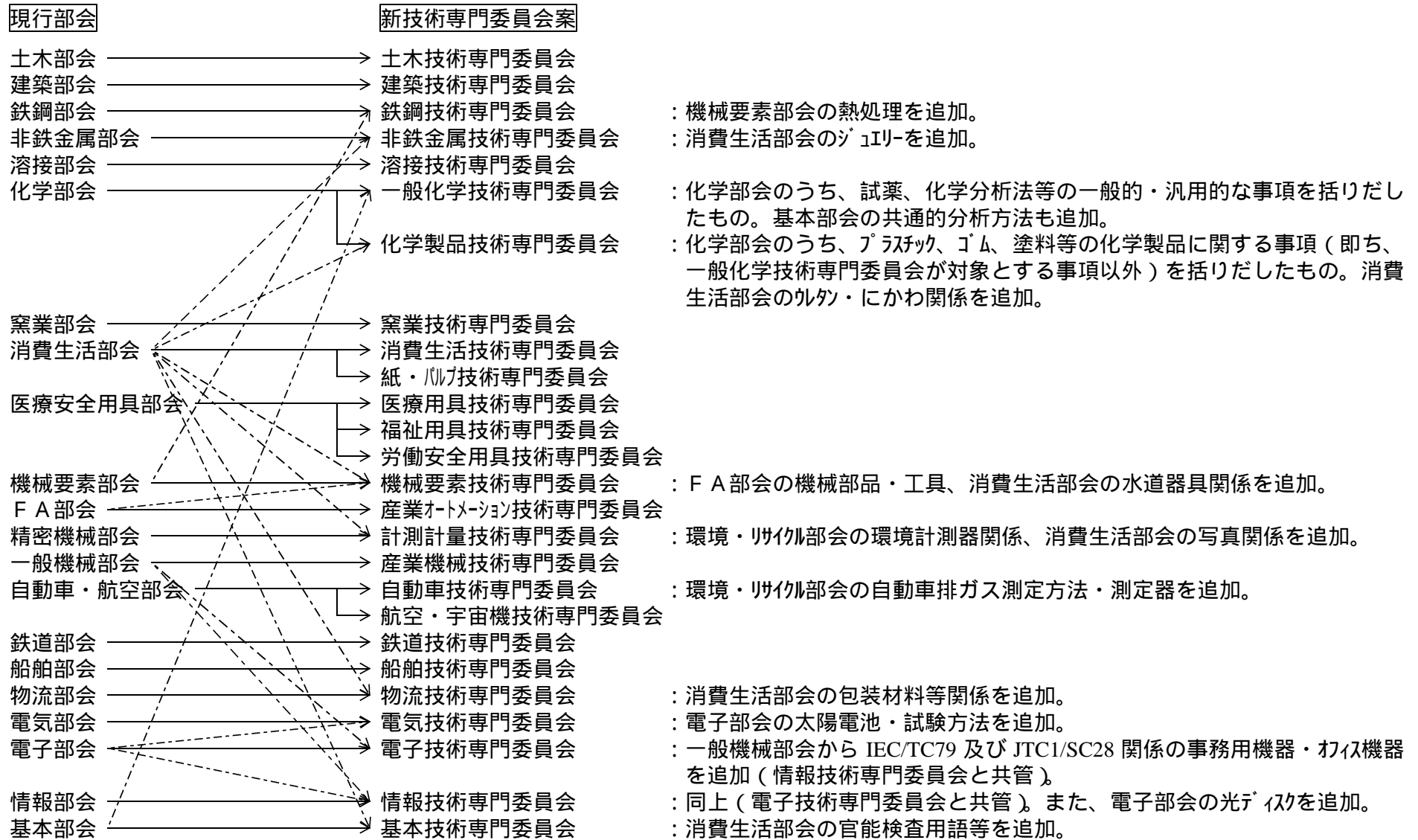
- ・ トレーサビリティ制度に係る啓発・人材育成（3章4節）
- ・ トレーサビリティ制度の一層の活用を図るべき分野（3章4節）

評価合同小委員会

- ・ デジタル標準化のメリット・デメリットの評価メカニズムの整備：政府予算に関わるもの（2章1節）
- ・ 戦略的な規格の国際提案を進めるための支援：政府予算に関わるもの（2章2節）
- ・ 人材育成の推進：政府予算に関わるもの（2章2節）
- ・ 標準化に関わる研究開発等の拡充：政府予算に関わるもの（2章3節）

技術専門委員会構成案

図 3



注：上記技術専門委員会の構成は、内外の標準化動向や社会情勢の変化に合わせ、随時見直していくこととする。

委 員 名 簿

委員長	山本 卓眞	富士通（株）名誉会長
	石黒 一憲	東京大学法学部教授
	石谷 久	東京大学工学系研究科教授
	石原 直	(株)ホテルオークラ取締役総支配人
	稲束 原樹	(社)日本ロジスティクスシステム協会専務理事
	岩下 直行	日本銀行金融研究所調査役
	碓井 誠	(株)セブンイレブン・ジャパン 取締役情報システム本部長
	大島 榮次	東京工業大学名誉教授
	長見萬里野	(財)日本消費者協会理事
	菊地 眞	防衛医科大学校医用電子工学講座教授
	小寺 彰	東京大学大学院総合文化研究科教授
	齋藤 紘一	(財)日本規格協会理事
	田中 充	工業技術院計量研究所計測システム部長
	鳥井 弘之	日本経済新聞社論説委員
	長沢 晴美	(株)日立製作所情報・通信グループ 主管技師長(VCCI運営委員会委員長)
	野村 堯雄	三菱化学(株)技術部長
	畑中 徹	(社)自動車技術会規格担当理事((株)本田技術研究所主席研究員)
	原 早苗	消費科学連合会事務局次長
	前原 郷治	(社)日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長
	松井 實	(財)ファインセラミックスセンター常務理事
	松尾 正洋	日本放送協会解説委員
	松本 信二	清水建設(株)技術研究所副所長
	村上 陽一	(社)日本電機工業会技術部長
	森田 允史	(財)日本品質保証機構 ISO審査本部長 理事
	山敷 裕	ソニー(株)テクニカル・センター技術渉外部統括部長
	山田 肇	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主任研究員
	山本 博義	(株)荏原製作所 エンジニアリング 事業本部新エネルギー-事業部燃料電池コージェネレーション部長
	山本 喜一	慶應義塾大学理工学部情報工学科助教授
	吉田 敬史	三菱電機(株)環境保護推進部企画グループ グループマネージャー

審 議 経 過

- 第 1 回 「論点紹介」
平成 1 1 年 9 月 2 8 日（火）
- 第 2 回 「社会的ニーズ・国際的な動向に対応した標準化政策の在り方」
平成 1 1 年 1 1 月 8 日（月）
- 第 3 回 「国際市場のニーズに対応した国際標準化戦略のあり方」
平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日（水）
- 第 4 回 「適合性評価制度整備の方向性」
平成 1 2 年 2 月 1 5 日（火）
- 第 5 回 「計測のトレーサビリティ制度の方向性」
「日本工業標準調査会再編も含めた今後の我が国工業標準化
システムのあり方」
平成 1 2 年 4 月 6 日（木）
- 第 6 回 「報告書案の検討」
平成 1 2 年 5 月 1 0 日（水）
- 第 7 回 「報告書とりまとめ」
平成 1 2 年 5 月 2 9 日（月）